プロレタリア通信
第30号
1966年10月15日
定価　100円
連絡先
〒170-91
東京都豊島郵便局
私書箱59号
振替 東京 0-191397
アジア政治経済研究所

有事立法化を粉砕せよ！

日米帝国主義打倒
沖縄からの軍事基地全面撤去

羽山太郎

沖縄は再び熱い夏となった。昨年の9月4日米兵による少女暴行事件以来、日米政府に対する不信感は日増に強まって行った。

沖縄における政財界の主導者たちは明らさまな日米安保の廃棄や反米反基地を言うことをはばかり、「日米安保地位協定」の見直しという内容・曲球を使って日米政府に迫った。反日、反米の感情をおし殺しての反戦平和を唱ったのである。

私はこの抑制のきいた主張に心の痛むのを禁じ得ないのである。

なぜなら、ウチナンチューの圧倒的多数は、命ドウ宝・反戦平和の想いを抱えてこの数百年生き抜いてきた。とりわけ、琉球処分から苦汗の連続を強いられ、あの沖縄戦では20数万人も犠牲となった。実に人口の1／3が尊い命をうばわれたのである。そして、米軍の占領は、当時の国際法を無視して、農地と人家を戦車で踏み倒して占領軍基地となして今日に至っているのだ。

沖縄は、今もって戦争は終っていない。戦争が終っていないとする根拠の第2は「日米安保」の適用は1972年5月以降であるが、1972年以降何も変わることなくこの25年間経過した。否、基地はあのベトナム戦争時に勝さるものとして強化されつづけてきたのである。「湾岸戦争」時には、普天間、カデナから米軍兵が動員された。つまり、終戦時に、国体（天皇制）の護持と引きかえに沖縄を売り渡しそして、占領を積極的に受け入れた日本の支配階級は、今もって何らの反省もないのである。

だからと言って、私たちに責任がないとは言えない。私は、この10数年間、沖縄で幾人かの友人を得ることが出きた。友人たちは、沖縄、琉球の独自、独特の歴史と民族性を主張し、そのヤマトからの解放のために自立や独立を主張している。私は、彼らの自主・自立や独立を断固支持してゆきたいと考えている。また、私は、彼らが民族を主張するとき、私自身が島津からなのか琉球処分からなのか、あるいは1945年からなのか、について彼らの主張に従うとしたら、その時間に見合う賠償を認めなければならないとも考えている。それは「民族自決」の権利を私たちが認めること。それに見合うつぐないをすることを当然の義務と考えるからである。そうした意味では、「地域主権」「地方自治」や「連邦制」や「道州制」と沖縄は少し違うのではと想っている。

沖縄には、戦後補償を求める権利がある。土地強奪一つとつても、単に地代を払えば済む事柄ではすまされない。更に、基地労働者がもつ技術。基地内には、膨大な工場があるはずだ。クリーエング設備、車輌整備、飛行機などの整備工場、食糧に関わる工場など、こうした設備と技術を基地全面撤去後に生かすことは可能なはずである。

そして、その設備と技術を賠償と戦後補償とによって生産・消費ルートをシステム化することも可能なはずである。

戦後補償と賠償と合せて、基地の全面撤去後の設備と技術を沖縄が接収してしまうことは可能だと思われる。

いづれにしても、私は、琉球・沖縄の「民族自決権」を支持するものであり、彼らが「戦後補償と賠償」を求める根拠、その正当性のあることを積極的に容認してゆくものである。加えて、米軍基地はもとより、自衛隊と自衛隊に関わるいかなる基地をも拒否する権利を断固支持するものであり、そこに存在した設備の沖縄の人々の自由な処分・活用についても支持するものである。

来年は、三千人におよぶ、反戦地主（一坪反戦地主を含む）の契約拒否者が生まれる。今冬から来春にかけて、幾度かの沖縄現地斗争に私も参加したいと思っている。

自衛隊の海外派兵の拠点化を許すな。

有事立法化を阻止せよ！

橋本連立政権は、日米安保の再定義と合わせて、「有事

立法化」を準備している。30年前に「三矢作戦」なる有事立法の研究がひそかに行われた。この時は、一大センセーショナルな社会問題となった。それは、政治的な意味合いをもったものにとどまらず、あの生々しい硝煙の匂いをこの「三矢作戦」に感じた「国民」によって粉砕されたのである。

だが、今日の「自社さ」の連立政権は、朝鮮半島の有事や、海外邦人（多国籍企業戦士）救出を目的に自衛隊の派兵、特殊部隊の投入を作戦・図面化しようとしているのである。

ＰＫＯ、ＰＫＦへの参加、国連常任理事国入りと合わせて、「大日本帝国」の復活こそ、小沢一郎はじめ、総与党化した日本の既成政党人の心情をなしているのだ。この心情こそは、「日本皇軍遺族会」の心情でもあるのだ。

私たちがアジア諸国民はもとより、在日朝鮮中国人民の戦後補償をもとめる運動と連帯して活動するとき、必ず突き当るのがこの「帝国臣民」なる心情と今もつづく支配階級の無責任な対応である。

有事立法を何んとしても阻止しなければならない。それは、すでに述べたように自衛隊の海外派兵を合法化するに止まらず、新たな戦前をつくりだすことであり、まさしく、新たな戦前となっているこの情況をうち砕くためである。

私は、アジア諸国人民の戦後補償とは、個人個人へもつぐなうのは当り前と思っている。また、中国大陸をはじめ大量の化学兵器、毒ガスの一日も早い撤去をするのも私たちの責任であると考えるものである。もしこうした事柄について、その歴史の反省にたつなら「有事立法」などと言う物そうな話しにならないはずである。

世界革命の前進のために

今日、「世界革命」や「階級斗争」は死語となりつつある。

私は、今こそこのスローガンを大事に、吟味してより内容豊かなものとしてゆきたいと考えている。内容の豊かさとは、超時空的な論理と言う意味ではない。全く逆に、クソリアリズムに撤すると言うことである。

アイヌ、沖縄に学び、被差別部落民に学べ、百姓や女性の苦吟の歴史に学ぶこと、かって、東チモールの活動家と広島県呉市の教会に一泊し広島から沖縄まで旅をした。そして、沖縄の集会で、東チモールの活動家に次のような質問をした人がいる「東チモールの解放・独立のため、何を一番望んでいますか」と。

曰く、「インドネシアにあなたがたの税金が援助として使われている。あなたがたは自分の税金をもっと有効に使いなさい。これが一番の東チモール独立戦線を支援することです」と。つまり、インドネシアにあらゆる援助をしてくれるなと言っているのであり、それは、私たち1人1人に言っていることなのだ。

私は、これまで、東チモール、台湾などの幾人かと友人となることができた。これからは、フィリッピンやタイやベトナムの人々とも友人になれるよう努力したいと思う。そのためには、すでに多くの労力をしてこられた先輩や組織と友好的つき合いをお願いすることになると思う。特に、フィリッピンは、アジア太平洋地域で多く課題を背負っている。この地域で人民解放運動がより広範にたたかわれるとなれば、「海洋連邦」を提唱する人々にとっても勇気を与えるものとなるであろう。

私たちは、フィリッピンを始め世界各地域でたたかう人々に連帯してゆきたいと。

私たちは「三里塚に緑の大地を！」「反戦反安保自衛隊海外派兵阻止実行委」「環境人権平和ネットワーク」をはじめ、農民連合・東京や生ゴミの堆肥化運動の諸グループや農産物の産直諸グループと関ってきている。今また、沖縄の普天間基地移転と沖縄県道越え実弾演習場の全国分散に対する現地のたたかいと連帯する。とくに、大分県の湯布院と宮城県の王城寺原への移転反対斗争では、沖縄人民と連帯しながら現地斗争に参加してゆきたいと考えている。こうした全国展開、アジア諸国人民との連帯を通して私たち流「政界再編」を果して行きたいものであると。

私は自称「新左翼」であり「新左翼」でありつづけるであろう。だがしかし、1人新左翼では意味がない。いづれは、旧左翼となるのであり、旧ブントとなるのであり、ならねばならない。そのために手順をつくすこと、礼の失することなく素直に階級斗争の前進につくしたい。

プロレタリア通信は、当面する課題に取り組むばかりか、近い将来「国家を組織」する組織者のさきがけをつとめるものである。

プロレタリア通信に結集しともにたたかおう。

万国のプロレタリアの団結万才。

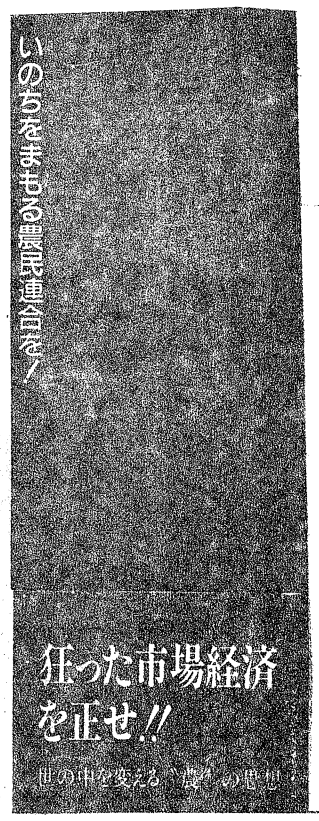

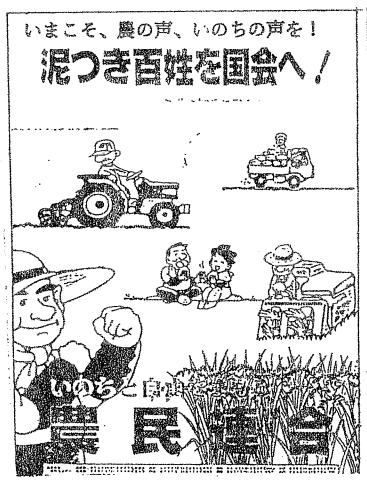

ごみ問題と農業

農民連合東京　坂井与直

《1》はじめに

今、農民連合・東京では山形県長井市のレインボープランに学ぶということで、さまざまの端緒的な取り組みを行っています。今年3月の第2回総会以来のことで、まだまだ試行錯誤の段階です。ごみ問題一般ということになると、多くの専門家やすぐれた活動家がおり、市民運動のこの間の蓄積からも私達は学んでいかなくてはなりませんが、農業との関連でなら若干の問題提起ができるかと思います。以下、この間の私達の活動の中でぶつかったことの紹介や、議論の中で出た論点の整理を含めて述べてみたいと思います。

《2》白田町と長井市の実践

この間私達は5月23日に豊島・健康と環境を守る連絡会との共催で、依田彦三郎さん（東大工学部）の講演会を持ち、あわせてビデオ「ごみは甦る」を上映し、監督の松原明さんからあいさつしていただきました。その後7月5日～6日と長野県南佐久郡臼田町の見学ツアーを持ち、7月11日には労働情報主催の菅野芳秀さん（置賜百姓交流会）の講演会にも参加しています。

ビデオ「ごみは甦る」の中で、沼津市・我孫子市の実践と共に紹介されている臼田町の実践は、山形県置賜地方、長井市のレインボープランに先立って1978年から行われている生ごみ堆肥化と地域循環農業の実践です。有畜複合経営がなくなり自家製の堆肥を使わずに化学肥料だけに頼った結果、作物に病気が多発したり連作障害が出るようになったこと（反面での畜産廃棄物の堆肥の原料としての町外への流出）への対処と、他方でのごみ焼却施設計画の住民の反対運動による中止による生ごみ処理の要請という2つの課題を解決しようとしたものです。住民によるビニール・プラスチック等を混入させない徹底したごみの分別、9000万円ほどの安価な簡便なコンポストプラントは良く知られています。

さて、7月11日の菅野芳秀さんの講演は「地域が主役だ」（社会評論社）の中の菅野論文、「地域循環農業への出発」に大体そったものでした。有畜複合経営がなくなり、アグリビジネスによる海外での畜産経営が支配的となる中で、自家製の堆肥を作れなくなったということを菅野さんは述べていました。更に「地域農業は、生産活動の根本においていかに優秀な都市の道具たりうるかを競いあってきた。いわゆる『主産地形成』である。…大消費地に対して『主産地』たろうとしたら、単一の作物の大量な供給を可能とする生産体制が求められる。タマネギならタマネギだけという畑がえんえんとつづくという風景がなければ安定供給ができにくい。安定供給ができなければ評価されない。また、そういう作付けを5年、10年とつづけなければ都市の市場で『なまえ』をとることはできない。それをやりつづければ、やがて土が壊れていく。病気がひんぱんに発生する。いいものが育ちにくくなる。かくて農業による土壌消毒、作物消毒が数多く行われるが、しだいに産地としての力を失なっていく。（「地域が主役だ」114P）とあります。地域農業の事情はどこも共通しているのです。こうして、①生ごみをはじめとする有機質資源の収集と堆肥化②堆肥の活用による自然生態系に即した土づくりと有機農産物の生産③地域内生産・地域内消費による農産物の流通④長井市の農産物の健康さと品質を高めることによる『地域ブランド』化とそれによる農業後継者の育成。連作の回避。ーをめざすレインボープランが生まれたのです。

《3》私達の問題意識

ところで、私達農民連合・東京は3月の第2回総会議案で次のように提起していました。

「1961年農業基本法以来の商業的農業の推進の中で、東京に代表される大消費地、市場を目当てにした大型の生産出荷を行う大産地が優勢になり、品物の見えない情報取引が中心になることによって規格が要求されてくるという過程の中では、農薬や化学肥料の使用も必然化されてきました。東京の農業を本当に守ろうとすれば、東京でこそ地域自給と地場での流通を目指し、今日の生産と流通のシステムの変革を目指していかなくてはならないし、また東京でこそ有機農業を定着させて行かなくてはならないでしょう。」（「理論政策委員会の活動経過と今後の方向」）

「今、東京で農が輝く」というテーマをかかげた私達の問題意識は、臼田町の実践や山形県長井市のレインボープランと共通しているのですが、日本の首都である東京での活動は、臼田町や長井市の対極にある地での活動だけに多くの困難があります。とまれ東京に代表される大都市のかかえる諸問題と臼田町や長井市の地域農業の問題はメダルの裏表の関係にあるのであり、都市と農村、市民と農民が交流しつつ、双方を貫く社会システムをこそ問題にし、変革の対象にしていかなくてはならないということは原則的な問題と思います。

例えば大量生産ー大量消費を媒介する大量流通はスーパーマーケットに代表されます。スーパーマーケットはフォードシステムの流通工程への適用である（仕入機能と販売機能の分化等）とされますが、和気清一郎は次のように述べています。

「野菜は、収穫後も呼吸を続けており、この呼吸作用によって吐き出される呼吸熱によ

って、箱詰めの場合、たこ焼それがダンボール箱であっても、温度が上昇し、品質が劣化する。また魚や肉も死後硬直が終わると熟成（自己消化）が始まり、そして腐敗へと、いわゆる品質劣化の過程にはいることになるため、品質・鮮度管理のためには、死後硬直の時間を可能な限り持続させることが必要となる。このためには冷温・多湿が避けられない。だから、野菜も収穫後、魚介類も漁獲後、そして食肉も屠殺後、いずれも温度管理が始まる。いわゆるコールドチェーンである。ところで、スーパーマーケットでは、店内での販売方法を対面販売からセルフサービス方式に切り替えているため、生鮮3品も〝核家族〟に合わせて必要と思われる量を、物流センター等であらかじめパッケージしておかなければならない。こうしてパッケージされた一世帯用・一回分の生鮮食料品も、当然、コールドチェーンの連鎖から自由ではありえない。さて、冷凍とは、冷やすべき食料品の熱を奪うことであるが、この時、食料品の表面の水分が蒸発し、品質が劣化することになる。ひどい場合には、冷凍やけを誘発することもある。だから、ここでもパッケージは必要不可欠の商品保護なのである。たしかに、近年、冷凍・冷蔵・解凍技術が格段に進歩したが、しかしこの工程は

原則的に変わってはいないのである。」（「ゴミって何？」和気清一郎。技術と人間1990年）

パッケージによるプラスチックのごみは大量生産一大量流通の一環に組みこまれているという、和気の指摘は正しいと思います。更に続けて1961年農業基本法以来の諸問題を上記の本で和気も指摘していますが、重複する点は省略し、ここでは置賜の管野さんも述べていた、農産物の流通経路についての図を引用しておきます。主産地の地方卸売市場でさえも、一度中央卸売市場へ出荷されたものを転送してもらい、それを販売（卸売）することになっている現状とパッケージとの関係は、ごみ問題だけではなく流通コストの問題にもはねかえってくるのです。

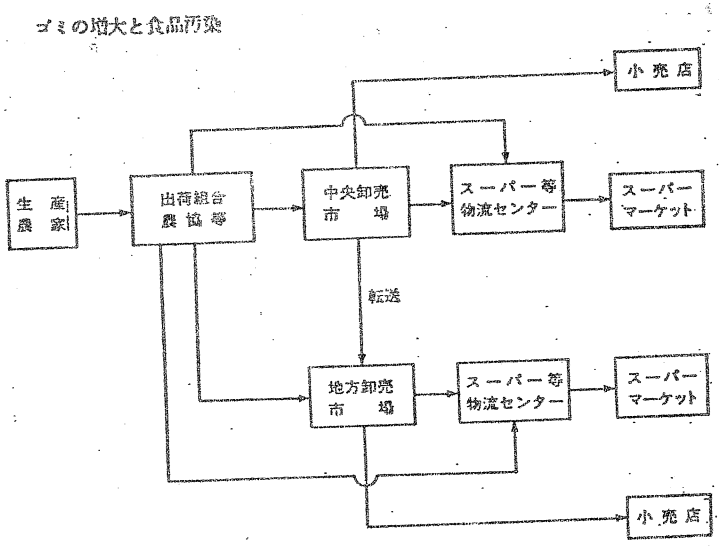

図12　農産物の流通経路

《4》ごみ問題と街づくり

「今日の青島都政下で最大の難問と言われる東京のごみ問題との関連で言っても、生ごみのコンポスト化など東京の農業が果たすべき役割は大きいはずと思いますが、生産者と消費者の提携の内実を、ごみの分別の問題や循環型社会の構想をめぐって、更に発展させることが問われています。市民農園、学校農園、学校給食と有機農業の結合など『農のある街づくり』を目指した多くの人々の活動からも私達は学んでいかなくてはなりません。」（前掲理論政策委員会報告より）

東京の都市農業を守るという点では、私達は今のところ「ユギ・ファーマーズクラブ」との共同行動を中心に取り組んでいますが、豊島区清掃工場建設反対運動をはじめとする東京のごみ問題へのこの間の関わりは、上記の引用部分を含めた第2回総会以来の私達の問題意識をいくつかの点で発展させることになったのではないかと思います。プラスチックのごみと包装との関係は、すでに述べてきたことのほかに、使い捨てとなるワンウェイ容器の問題もあります。ここから容器包装リサイクル法の問題についても、その問題点をあげて議論すべきなのですが、紙数の関係上控えることにします。以下、街づくりの問題について若干述べて終わることにします。

管野芳秀さんは7月11日の講演会で、長井市のレインボープランは地域の濃密な人間関係があってこそ可能であったと述べていましたが、一方では女性の生きにくい村社会の変革を提起し、過疎化に対抗して都会からの新規参入者と共生する開かれた家族農業を提起しています。従来の村社会がそのまま肯定されているのではなく、村社会の長所を生かしながらそれを止揚する、共生社会としての地域づくりがめざされています。

ひるがえって、東京ではどのような状況にあるでしょうか。先日来問題になった母と子の餓死に象徴されるように、東京の街は老人、障害者、貧しい人間の住みにくいところとなっており、長井市のような村社会とは異なって人間関係の希薄な街となっています。アトピーの子供の増加、大気汚染によるゼンソクなど、都市住民の健康がおびやかされています。しかし、このような状況の変革をめざし、共生社会としての街づくりを追及する試みも多くの人々によってなされています。清掃工場からのダイオキシン排出が女性のリプロダクティヴ・ヘルスに与える影響をも問題にして、女性によるごみ問題への取り組みも盛んです。私達は従来の都市社会を単純に否定するのではなく、その長所を生かしながら、新たなコミュニティーの創造にむけて知恵をだしあっていかなくてはならないのではないでしょうか。

ごみ問題にひきつけて言えば、いま、生ゴミの堆肥化と紙類・生ゴミなどを除いた可燃物の固形燃料化を軸とした、東村山市の秋水園計画が評価されていますが、東村山市職労の水野要さんは1986年4月号の「月刊自治労」で次のように述べていました。

「以上のような考えから、新システムの特徴として、資源ごみの分別を特にはっきりさせ、他の可燃ごみや不燃ごみと別にステイションをつくり、それを市の特性である各福祉施設（社会資源）と団体のリサイクル活動と結合させ、先に触れたごみの地域性と、障害者や高齢者の＜地域で共に生き、働き、共に豊かに暮らせる＞（市職労・関連支部のスローガン）と結びつけて＜分散型＞の福祉とコミュニティーとの結合を話しています。資源ごみのステイションには、びんなどの有価物を運んでくる市民（主婦、高齢者、自治会や清掃当番の役員、時には、集団回収の団体、回収

（次頁下段に続く）

安保、基地撤廃と沖縄の自立・同権・自決

旭　凡太郎

はじめに

①　昨年九月以降、沖縄住民の総意としての「反基地」は、日米ブルジョワジーのみならず、やまとの労働者人民に、沖縄の同権という問題をつきつけている。

それはまた沖縄人民にとって、それまで米軍占領・復帰問題とセットとなっていた基地問題について、72年復帰以来はじめて安保問題として直面したといわれる。

それは基地つき返還、海洋博（75年）への期待と失望、統合による沖縄土着資本の倒産、反CTS闘争をとうして蓄積されてきた「72年復帰への問いなおし問題」を顕在化させるものであった。

それは基地問題を「沖縄差別」「民族差別」とセットに考えるものであり、対極には沖縄住民の自立、同権、自決権問題が存在する。

他方、「本土」人民にとっては反安保・反帝闘争をば、多国籍企業・小沢等のすすめる戦後の総決算・55年体制打破にたいし、アジア・朝鮮・沖縄人民と連帯したかたちでの、戦後補償や、日韓条約見直しや、日本的経営や農政批判と結合したかたちでの「戦後日本の見直し」運動として発展させることを不可避とするものであった。

（基地返還アクションプラン、国際都市形成構想）

②　基地返還アクションプランが、国際都市形成プランとセットになって登場してきたことのなかには、このような72年返還以降の沖縄住民の幻想をふくめた想念があるものとかんがえられる（ただしそれらプランは沖縄議会や住民の討論をへたものではない）。

それは2万7千人の地主の多くが軍用地料に依拠している（サトウキビ10アールからの7～8万円の所得、すなわち平均6、5t収穫でもあたり2、1万円、にたいし読谷村軍用地料15万円、宜野湾で40～50万円　「沖縄経済論批判」P285）ことにたいしている、というだけの問題ではない。

それは基地が沖縄住民、民族への差別と一体のものである以上、基地撤去＝沖縄住民、沖縄社会ー経済の自立であるという気分を表現しているものと考えられる。

しかも一次、二次、三次振興計画が（一次振計1兆773億　二次1兆9806億）が沖縄の「基地負担」の代償であることと関連している。

それをふくめて沖縄の県民総支出の1／3強（1987年34、1％）が財政支出であり、その3／4が依存（県外）財源であることや、県民総支出（87年2兆1085億円）にしめる移（輸）入966億円ー47、3％をまかなう県外からの受け取りの59、5％（1986年）を県外からの財政移転に依拠している（これにたいし移出は25、2％　「沖縄の経済開発」P19　P191）といった日本政府への財政依存が、沖縄への基地転嫁の代償としてある、ということへの危機感とも関連している。

③　同時にこのアクションプランー国際都市形成プランはa1879年（明治12）の琉球処分が、近代化（公式見解は代々木もふくめてこの見解となっている）ではなく併合ではなかったのか（井上清等）、民族自決権への抑圧と一種の国内植民地化でなかったのか、というますますひろがる批判とむすびついている。

そてつ地獄、強いられた沖縄戦の悲惨と犠牲、二次大戦後の米軍占領と基地70％の引き受け、1972年基地つき返還がそのような沖縄差別、

（前頁より）

業者、そして収集職員）の輪が市内の公園や遊園地などの公共施設で各地域ごとに開かれ、そこでの出会いと会話がかわされます。そしてそこから、缶など磁選機での選別を必要とされるものをのぞいて、市内に散らばっている各福祉施設でさらに選別され、あるいは再生されます。このシステムは、従来の一つの大きなリサイクル・センターでない地域に分散したものであり、ごみも人も地域に分散したものであり、ごみも人も地域に展開します。ごみが集められるのでなく、地域に「ごみ」が散らばるのです。」（「市民自治型清掃事業の可能性」）

焼却主義によるごみの処理からの転換を福祉と「ゴミニティー」とが結びついた分散型方式として考える、このような考え方が、今日の秋水園計画にもいかされているようです。そこでは清掃労働者の労働の意味の問いなおしもおこなわれています。以上のような街づくりの構想と「農のある街づくり」をめざした活動は同一基盤にあるものであり、総体として共生社会の実現につながるものです。

「持続可能な農業と持続可能な社会システムを展望しながらも、私達農民連合東京はいまだ活動の端緒期にあり、手探りしながら、また学習しながら活動方向を定めていっている段階ですが、今後とも多くの皆さんの御協力を得て進んでゆきたいと思います。」

（前掲理論政策委員会報告）

上記の初心を忘れずに、私達は今後の活動を進めてゆきたいと思います。

民族抑圧であるとしたら、基地撤去は同時に日本政府・日帝にたいする沖縄住民の自決・自立と同権を意味するのではないか、という沖縄（ーやまと）で広まりつつある見解に直接こたえようとしているものであることがわかる。

しかしながらそれは沖縄・やまとの社会的・政治的運動主体の現実をとびこえて、観光収入が軍関係受け取りを大幅に超過した（観光収入は県外受け取りの15、5％、2355億8600万円　軍関係1377億7400万円ー1986年）といった現象にはいきし、国際リゾート化等に幻想をもっているものといえる。（亜熱帯地域の特質や中国華南との交流等独自の未知の領域が設定されてはいるが）

したがってアクション・プランが基地の撤廃をめざすという意味で原則的に支持されるべき性格もつのにたいし、国際都市形成構想は異なった性格をもつわけである。

（琉球処分とその諸結果）

④それゆえ、このようなアクションプランー国際都市形成プランは「沖縄ブルジョワジーの立場」というかたちでき りすてるのではなく、沖縄の自立、同権、自決にむけて不可能であり、可能とする運動ー労働、農業、工業、自然環境問題、アジアとの連帯・・の芽をみつけ、連帯し、つくりだしてゆくという方向性をさぐることに努力をかたむけるべきだと考える。

それは琉球処分以来のやまとー沖縄関係が、単純な民族抑圧・併合・植民地というべき性格ともいえない、差別とも共通する資本主義化、近代化への対応あるいは準備の未形成のまま、世界資本主義支配と日本資本主義（化）になげだされた、という固有の性格とも関連している。

たしかにそれは朝鮮をふくめて植民地（化）とも共通するのではあるが、沖縄の場合、琉球処分時島津への従属・植民地化という経過により民族的統治への訓練に相対的に弱いという面があったと考えられる。それゆえ一面的には強力な反日ー自決をめぐる闘争としても、他面では近代化ー資本主義への対応としても未成熟であった、という性格を有していたとかんがえられる。

それは日本政府・ブルジョワジーの沖縄にたいする植民地化というより棄民化的政策にもあらわれたのであった。

たとえば朝鮮にたいしては土地の掠奪、工業の進出を目指し、台湾でも耕地掠奪を行い、三井・三菱等大資本が最新の製糖工場（分蜜糖）を建設したのに、沖縄では森林を国有化したが農地の掠奪や大資本の進出にとぼしかった。

またサトウキビの普及にあっても、含蜜糖ー黒糖という二流の小農経営ー産業を温存せしめたのである。

たしかに国庫収入の沖縄側のマイナス（大正13年国庫から県にむけて180万円、県から国庫へは442万円。来間説によると274万円と760万円）といったことはあるが、いわゆる植民地ー原料、販路、資本投下対象ーというより世界的植民地政策（中国ー朝鮮）をにらんでの、沖縄の土地、住民、民族の棄民と予備軍的位置として存在したと考えられる。（実際、それは沖縄戦ー「本土」の防波堤化や米軍基地化と続き、また朝鮮・台湾併合にあたっての国籍条項・戸籍条項の二重化は沖縄にはなかった）

これらのことから、沖縄住民の日本への統合ー同化ともあるいは融合とも独立ともふみきれないという長い歴史が存在したものとかんがえられる。

（沖縄人出稼ぎ労働と日本資本主義ー沖縄人民に内在するインターナショナリズム）

⑤　しかしながら琉球処分が併合としての性格をももつ以上、沖縄住民によるいずれかの判断ー自決を必ず経なければならないだろう。

そして現在がその判断する経験と能力を蓄積している最中であるということができる。

それは沖縄住民の、労働、産業、農業、自然環境問題、国際主義、政治・軍事にわたるものであるといえる。

しかしそれらはすでに確立している帝国主義支配の下での労働（力）、農業・・等の諸関係として成立している。

たとえば労働（力）をとれば広範な出稼ぎ労働力と日本資本主義の労働制度（日本的経営ー差別・分断型労働支配と不可分な）との関係として存在している。

戦前の沖縄人口（55万）にたいし、海外移民（5万）、「本土」出稼ぎ・移民9万（昭和15年男4万4千、女4万4千という統計もある「沖縄近代経済史」P161）という比重はその労働力の構成を独特なものにしている。

その労働力は製造業における繊維、化学、土建・・という下層を流動または上昇しつつ、後流入する朝鮮人がそのあとをひくというような補完関係をも形成したとされる。（「沖縄近代経済史」向井清史　P164～168）

いまでも新規学卒の68％が県外就職、全県外就職者（毎年1万～1万5千）の7～8割りが季節・臨時労働者とされる（「沖縄の都市と農村」P91）。

出稼ぎは青森、鹿児島等多く、沖縄固有の現象とはいえない。が沖縄の出稼ぎは若年が多く、早期Uターン指向であるといわれ、それは沖縄人の気質ともされるが、民族的違和感ともみることができる。（失業率8、8％　全国3、3％　1990年　「1995年県勢」　といった失業率の高さはこれらの結果としてある）

いずれにせよ、沖縄住民の自決というときこのような沖縄労働（力）の日本資本主義の労働制度＝日本的経営への闘争・批判能力、日本の労働者の同じく日本資本主義の労働制度との闘争能力、それら相互の別個にすすみともにうつ、という関係と不可分である。

沖縄日雇い労働運動のいう、部落、朝鮮、アイヌ、沖縄下層労働者による帝国主義心臓部での決起、という指摘は反帝闘争と沖縄労働者の自立・自決との関係を鋭く提起している。

この場合自立、同権という問題は、帝国主義国プロレタリアートの成熟と沖縄住民の成熟とが不可分のものとかんがえられる。

（それは新里金福氏の、「この主張は、いうまでもなく一国主義的な、沖縄の分離・独立というレベルで留まる自決論ではない。・・人民に内在するインターナショナルな開放性を根拠とするものであり・・分離と同時におおきな結合をまざして進まんとする自決論であり、この過程における日本人民との結合を想定しているのである。ー「沖縄解放闘争の未来像」ー」と対応している。ただしこの間、海洋社会、亜熱帯中継社会等の沖縄の再措定がすすんだのであるが）

したがって沖縄の自決・自立ということと、「出稼ぎ労働」とは必ずしも対立するものではなく、このような日本資本主義の労働制度の否定または批判・克服における日・沖労働者の連帯のうえにたって、「出稼ぎ労働」「労働の国際移動」を沖縄自立のなかで再措定する必要があるわけである。

したがって自決・同権の形にも種々あった（基地撤去と、特別区、連邦、独立、海洋国家）がいずれにせよこのような帝国主義国のプロレタリアートの成熟をわれわれはめざさなくてはならない。

（財政ならびに戦後補償あるいは賠償）

⑥　それは既述のごときヤマトにたいする沖縄の移出入の均衡なり、財政自立をめぐる問題でもおなじ課題となる。それの自己目的化は観光、石油製品の輸出等へと流れ込まざるをえないだろう。

かってのユーゴの場合ですら相対的に財源豊富な共和国（スロベニア等）から相対的に貧しい共和国への財政的再分配がおこなわれたのであるし、琉球処分以来自立条件をうばわれてきた沖縄にたいし、自立のために協力してゆく、あるいは「戦後補償」してゆくという問題への日本プロレタリアの成熟は、当然前提されなくてはならないということである。

これは一次・二次・三次振興計画が沖縄住民の決定権や自立の促進にむかわないことの一因、すなわち戦後補償や賠償（琉球処分や沖縄戦や米軍支配等の従属化への）というかたちをとっていないということとも関連している。

（それは、倒幕・明治国家の原動力たる薩摩藩を財政的にささえたのが琉球植民地支配ー貢納でありその結果琉球の蓄積を困難化し、琉球処分への抵抗力をよわめた、といったことにさかのぼることもできる）

（工業的自立）

⑦　また沖縄の一定の工業化の問題を考えた場合にあっても、先験的可能ー不可能論の不毛性を考えなくてはならない。

むしろ復帰前のアメリカ占領支配下において、日本経済からの分離下一定の輸入制限・関税によってビール、セメント、味噌、醤油、鉄筋、合板等の製造業が成立したことと、復帰後危機に陥り、あるいは琉球海運のごとく倒産のうきめにあったこととの対比を考えなくてはならない。

（それは今日でも、国場組の危機がいわれるようにひきつずいているわけである。）

つまりこのような政策的テコいれと、私有ー公有ー協同組合を問わない活動によって一定の工業化は充分可能であることも証明されているのであり、沖縄住民が自己の進路を判断する条件のひとつともなりうるのである。

（沖縄独立反対派の来間泰男氏も、期限つきでのこのような障壁を一つの可能性として提起している。「沖縄経済論批判」P276ー7）

（食糧自給問題）

⑧　これは沖縄農業の自立、自給拡大問題ともむすびついている。

沖縄農業の最大問題ーサトウキビモノカルチュア（最盛期65年　耕作地面積506 28haの63%、生産額の47%、84~85年耕地の50%）、といっても1960年時点ではおおきくことなる。

（来間氏等はサトウキビモノカルチュアという表現じたいに反対している。がここでは米仏等の食糧帝国主義、日本等の（開発）輸入帝国主義、第三世界の輸出商品モノカルチュアと食糧輸入といった類型への批判との関係で主食糧自給問題を位置づけている）

1960年時点では水稲11、728ha、甘藷10、463ha、サトウキビ10、530haと沖縄耕地445、448haを3等分していた（現代沖縄経済論P220ただし田6999haの記述もある）のであり、60年から65年にかけて、水稲412 6ha、甘藷3764ha、（84年752　486）と激減した（直接の原因はキューバ革命による砂糖の世界的値上がりである。今日条件は不利化し、世界市場価格の8倍といわれる）。

それゆえ農業・食糧は可変的ということができる。今日畜産、野菜（「本土」端境期むけ、かぼちゃ、いんげん、おくら、すいか等）、花キ等がちゅうもくされている。

その場合、サトウキビ、米、甘藷、野菜等の選択の道にせよ、「本土」ー沖縄をつらぬく農政批判（工業への農業の従属、きりすて）にたいする闘争が前提される。そして全体としての沖縄自立への志向のなかから、食糧自給の拡大の道がひらかれるであろうことに注目してゆきたいと思う。

（サトウキビは、食糧自給という問題のみならず、その粗放性ゆえの農業技術の蓄積の困難性とか、裸地にちかい土壌整備、等の指摘もある）

そしてこれら労働（力）、工業、農業、資源・環境、国際主義をめぐる沖縄住民の自決と、民族の同権問題は、確立された日本帝国主義体制との鋭い対決点を構成してゆくにちがいないのである。

（安保、沖縄問題と、日本帝国主義の朝鮮、アジア政策批判ならびに日本的労働制度との闘争）

⑨　それは沖縄問題と同時に浮上した安保再定義ー有事対策との闘いにおいて明瞭となる。

われわれは、かって日韓会談において「日帝の再侵略」を問題とし、沖縄において「日帝（自衛隊）の侵略前線基地化を問題としてきた。

その後、第三世界の開発批判（オルタナテイブ論がこれを軌を一にして登場した）や、沖縄の反CTSー琉球弧運動等の自立運動が登場した。

同時に抑圧民族ー被抑圧民族の立場の相違や戦後補償、沖縄住民の犠牲への責任の問題を媒介として、総体としての安保・日帝の戦後見直し論が今やりよう源のごとくひろがろうとしている。

それは今日日本的経営ーその差別的な雇用・労働・賃金ーや賃労働制をささえてゆく「帝国主義的」福祉批判としても、農民運動・その農政や農協批判としてもひろがっている。

この日本、沖縄、朝鮮、アメリカとつらなる戦後日本帝国主義批判の一環、かつ中核的位置に沖縄闘争があるわけである。

日韓請求権協定と国籍条項

文責　秋葉　徹（寄稿）

1　国籍条項

92年に元日本軍人・軍属で在日韓国・朝鮮人の石成基さん、陳石一さんを原告として東京地裁に在日への戦後補償の実現を求めた裁判が提訴された。原告である石さんたちは日本軍人・軍属として動員され、第2次世界大戦中に傷を負った。しかし同じように兵士として動員され、戦争で手足を失ったり傷を負った日本人の元軍人・軍属に対して「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（以下援護法と略記）に基づいて日本政府から障害年金が支給されているにもかかわらず石さんたち在日の人々には年金はまったく支払われていない。裁判の中で石さんたちはこうした日本政府の姿勢は国籍差別、民族差別であるとして日本政府に対してただちに補償するよう主張してきた。石さんに対する補償を阻む法律的な根拠になってきたのは援護法の中にある日本国籍を有する者のみを補償の対象とする国籍条項である。

被告の厚生省は国籍条項が正当であるという主張しつづけている。裁判の準備書面の中では1951年に署名されたサンフランシスコ平和条約第4条で日本国と日本からの分離独立地域との間の財産・請求権の問題は、日本国と現に分離独立地域の施政を行っている当局との間の特別取極の主題とすると規定されており、分離独立地域の住民の戦争被害などに関する補償問題も特別取極の主題となるので、在日などの補償問題も外交交渉の中で解決する事が予定されていたため、援護法から日本国籍以外の者を除外し適用しないとしたのは正当であるという事が主張されている。こうした政府の主張は従来から繰り返されてきたものである。

裁判に提出された原告側の準備書面によれば、石さんたち数人の在日の元日本軍人・軍属により、「元日本軍在日韓国人傷痍軍人会」が結成され、補償を求めて、何度も厚生省、外務省、総理府等関係各省庁に対して陳情、請願が行われた。そうした在日の要求に対して関係各省庁は在日の元軍人・軍属への援護法の適用は認めず、障害年金は支給されなかった。1957年に参議院議員の片岡文重により援護法が韓国及び台湾出身の軍人・軍属に適用されない問題に関して質問が出され、それに対して、時の首相岸信介は朝鮮人又は台湾人の戦傷病者は恩給法又は援護法によってこの問題を解決することは不適当であり、結局日韓、日中両政府間における問題として他の請求権の問題と関連して考慮せざるを得ないのではないかと考えていると答弁している。

この答弁に見られるように日本政府は戦後一貫して日本の侵略戦争による戦争犠牲者への補償問題は国家間の交渉によって解決を図るという立場を堅持してきた。加害者である日本政府から実際の被害者であるアジアの民衆一人一人に直接、謝罪と補償をするという視点は日本政府には存在していなかったのである。

現在も日本政府は国籍条項が正当だと主張し、日韓条約及び日韓請求権協定によって請求権の問題は解決済みなので石さんたちへの補償は認められないと主張している。次の章で日韓条約、日韓請求権が果たして補償問題を解決したのかどうかを分析してみたい。

2　日韓請求権協定は補償問題を解決したか？

1965年6月22日に日本と韓国との間に日韓条約が締結された。この日韓条約は基本関係に関する条約及びそれと関連する4つの協定からなっている。この4つの協定の1つである「財産及び請求権に関する問題点の解決並びに経済協力に関する協定」（以下日韓請求権協定と略記）が補償問題は既に解決済みとする日本政府の主張の根拠となっている。この日韓請求権協定の中で韓国、日本の両国及びその国民の財産、権利並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題が完全か（つ最終的に解決されたと規定されている。この日韓請求権協定によって石さんたちへの補償の問題が解決されたか否かという事が裁判闘争の争点ともなっており、国籍条項が果たして正当であるかという事とも関連してくる問題である。

この日韓請求権協定では1947年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締結国に居住した事があるものの財産、権利及び利益は除外するという規定がある。つまり石さんたちのように戦後日本に残り、日韓請求権協定締結まで日本に在住していた人々は日韓請求権協定の対象外とされたのである。しかし日本政府は石さんたち在日の補償問題についても日韓請求権協定が結ばれ、既に解決済みだとして石さんたちの要求を拒否してきた。韓国政府は石さん在日の問題は日韓請求権協定によっては影響を受けないし、石さんたちには補償を求める権利があると主張している。裁判に際して石さんたち原告側が韓国政府に対して出した質問に対する韓国政府の回答の中にもその事ははっきりと述べられている。石さん在日の補償問題をめぐってはすでに解決済みとする日本政府とまだ解決しておらず、石さんたちには請求する権利があるとする韓国政府とで主張がまっこうから対立するものとなっているのである。

国家間での交渉ですべて解決済みである今も国籍条項の正当性の根拠として日本政府がもち出している事は先にも触れた。

しかし実際には日韓請求権協定においては在日の補償問題について何等解決する枠組みがつくられず、請求権協定の中では解決済みとする規定は在日に関しては何等影響されないと規定されているだけで、具体的にどう解決するかという事はいっさいふれられていない。石さんたち在日は日本と韓国との国家間での交渉においては完全に取り残されてしまった。しかしそれにもかかわらず、日本政府は日韓請求権協定により、すべて解決済みという態度を崩していないのだ。

日韓請求権協定締結以前に日本政府は石さんたちの問題

は日韓の国家間で解決すると主張していたが、日本政府はそもそも問題を解決する意志がなかったように私には思える。それは日韓条約締結前に何度となく繰り返されてきた日韓会談の中で日本政府は一貫して不誠実な対応をしてきた事に表れている。日韓会談の中で韓国政府は対日請求要項、いわゆる8項目を日本に突きつけた。この中で被徴用韓国人の未収金や戦争による被徴用韓国人の被害の補償が請求されている。しかし日本政府はこうした韓国政府の要求を認めようとはしなかった。1961年の第5次日韓会談において韓国政府は個人の戦争被害について具体的な補償をするよう次のように要求した。「韓国側としては、生存者、負傷者、死亡者、行方不明者、そして軍人軍属を含む徴用された人すべてに対する補償を要求する」と。しかし日本政府は補償する前提として被害者の名簿を明確する事ができるかとか問いただし、死亡者や負傷者、負傷の原因や程度も明らかしなければ金を払う事はできないと主張した。韓国政府はこれに対して現実に調査は困難であり、軍人・軍属に関しては日本側がすべて記録を焼却した事を指摘した。本来、多くの朝鮮半島の人々を強制的に日本兵として徴用し、戦わせたのは日本政府であり、徴用者の名簿は日本が管理していたものである。それを日本政府が韓国政府に対して名簿は存在するかと問いただすのはまったく不誠実な態度だと言わざるを得ない（注1）。日本政府は韓国政府に対して補償するには証拠が必要だ、証拠を出せという主張を繰り返した。第5次会談で韓国側代表を努めた文哲淳氏は「徴兵などは明白な事実であり、正確な人数は分からなくても、少なくとも数万人が連行されたのは事実でしょう。ところが、日本は韓国側に具体的な人数や証拠資料を要求してきたのです。それは韓国側には不可能な事です。韓国にはそういった資料はないのです。日本側こそ、証拠となる資料をたくさん持っているはずです。だから日本側に補償しようという意志が本当にあるのなら、韓国側に証拠を出せと主張するべきではないでしょう。」と語っている。

実際日本は補償しようという意志がなかった。日韓条約締結後に、韓国政府は国会で日韓請求権協定にもとづく3億ドルの無償供与及び2億ドルの低利貸付は謝罪と償いの意味を込め、主として請求権として受け取ったと説明した。しかし日本政府は日韓請求権協定にもとづく計5億ドルはあくまで韓国の独立に対する祝い金としての経済協力だと説明した。日本は明確な謝罪も補償も拒否し続け、韓国が要求していた8項目の対日請求要項を最後まで認める事なく、経済援助によって補償問題は解決済みとしたのである。日韓請求権協定には謝罪を示す文言は一切なく、ただ請求権問題の解決を希望し、両国間の経済協力を増進する事を希望し、協定したと述べられているだけである。本来、経済援助によって補償問題の解決を図るという事自体筋違いな事である事は明かではないだろうか。

日本政府は今だもって日本による朝鮮半島の植民地化を決定的なものとした1910年の韓国併合（注2）を国際法上有効なもの、合法的なものであったと主張し続けている。そうした主張に対して韓国は韓国併合は国際法上無効で、日本の植民地支配は不当なものであり、正式な謝罪と補償を日韓会談でも要求したのである。日韓条約締結以前には韓国と日本との間で何度も韓国併合が合法的か非合法なものめぐって延々と論争が繰り返された。そして今もなお日本政府と韓国政府の間には韓国併合をめぐっては根本的な意見の相違がある。こうした歴史をめぐる認識の根本的なギャップを抱えたまま、日韓条約は締結され、日本政府は補償問題は解決済みと平然と主張し続けている。それは泥棒の居直りとも言えるきわめて不誠実かつ不当な態度ではないだろうか。

3 国籍条項は民族差別である。

日本政府は必ず政府間交渉により解決するからと石さんたちの要求を押さえつけていたが、先に見たように日韓会談において徴用された韓国人への補償には応じられない、証拠を出せと主張し続けていた。こうした事実を前にして国家間の特別取極により解決が予定されていたから、国籍条項を設けたのは正当だという主張を果たして正当だと認められるであろうか。

ほとんど日本政府の側には朝鮮半島の植民地支配の歴史に対して反省するという姿勢は存在しなかった。韓国併合条約を正当だと主張し続け、今もなお外務省は併合条約合法論を展開しており、そうした主張に対して韓国、北朝鮮から繰り返し批判を浴びている現状を考えていると、日本は朝鮮半島の人々の傷を癒すどころか戦後もなお、侵略を美化、正当化する事で精神的な第二の侵略を繰り返している、そうも言えるかもしれない。援護法に国籍条項を設け、日本人だけを救済の対象にしたという自国民中心主義は戦後の第二の侵略とともに今や根底的に問なおされつつあるのだ。

援護法が制定された1952年はサンフランシスコ条約が発効した年でもある。当時の政府を率いていた吉田首相は1949年にマッカーサー宛の手紙の中で当時日本にいた朝鮮人に言及している。この手紙の中で吉田首相は当時日本に居た100万人近くの朝鮮人の半数は不法入国であり、母国である朝鮮半島に帰還させるべきだと主張している。吉田首相は（1）日本の食料事情から見ても余分な人口の維持は不可能であり、アメリカからの米の輸入による対米負債のある部分は在日朝鮮人を養うために発生しているもので、そうした部分を日本の将来の世代に負わせるのは不公平である事、（2）大多数の朝鮮人は日本復興には貢献していない事、（3）朝鮮人の中で犯罪分子が多く、彼らの多くは共産主義者並びシンパで、最も悪辣な種類の政治的犯罪を犯す傾向が多い事、といった理由を列挙し、原則としてすべての朝鮮人を日本政府の予算で帰還させ、日本への在住を希望する朝鮮人は日本政府の許可を受けなければならず、許可は日本の経済復興に貢献する能力を有すると思われる朝鮮人に与えられるものとするという見解を述べている。

ここには日本が朝鮮半島を植民地化し、日本の都合で日本兵士として戦場に駆り立てて、日本国内に強制連行し、鉱山やダム建設現場などで強制労働させてきたため事への反省はまったく見られず、用済みになればいっさい責任をとらず、日本から朝鮮人を追い出してしまえというきわめて民族差別的な姿勢が見られる。

援護法は当時こうした歴史認識を持っていた首相のもとに制定された。日本政府は国籍条項を設け、本来謝罪し、補償すべきであった植民地支配、侵略戦争の犠牲者を救うどころか、あっさりと日本人ではないからという理由で切り捨ててしまった。そしてそうした日本政府の姿勢を戦後の日本人、日本社会は容認し続けてきた。まさに血も涙もないとはこの事を指すのではないだろうか。

1994年に石さんたちが提訴した裁判の第一審判決が出された。東京地方裁判所は判決の中で朝鮮半島出身者に対する補償問題は韓国政府と日本政府との特別取極によって解決する事を予定する一方で援護法自体においては日韓

民のみを援護の対象とする趣旨で国籍条項を設ける立法政策を取った事は十分合理性があるとしている。これはほとんど日本政府の主張をそのままそっくり、オウム返しに言っているようなものである。

こうした裁判所の姿勢は司法の独立など無きに等しい、裁判所は行政の言いなりとなってしまっている状況を示していると言えるかも知れない。この第一審判決の中で石さんたち在日が韓国からも日本からも法律上、何の措置も取られていない事は認め、それは立法不作為の状態にある事をかろうじて指摘している。

石さん、陳さんと同じく在日の軍人・軍属の一人である鄭商根さん（１９９６年に死去）が在日への戦後補償を求めて提訴した裁判の一審判決が１９９５年１０月に出された。この大阪地裁の判決では援護法制定当時、国籍条項を設けたのは合理性があり、憲法に違反するとは言えないとしている。大阪地裁は東京地裁よりさらに踏み込んで日韓条約締結以降、石さんたち在日韓国人が日本からも韓国からも補償を受けられないでいる状況について、日本政府が在日韓国人に対してなんらの補償給付を行わないでいる事は憲法に違反する疑いがあると言わざるをえないと述べている。

しかし大阪地裁は在日韓国人に対する具体的援護の程度、内容は国民感情や社会、経済、財政、国際関係、政治事情等を考慮した立法府の政治裁量に委ねられる面が強く、裁判所としては立法府の決定を待たざるを得ずとして具体的補償は認めなかった。

こうした一連の判決はまたしても問題の解決を先おくりにするものだったと言わざるを得ない。在日に対して補償をしない事の不当性を認めつつも、具体的補償を拒否する司法の姿勢には失望を禁じ得ない。石さんたちの問題について取り組む事を公約し、継続が決まったはずの戦後５０年問題プロジェクトは開店休業中で、今年に入ってから一度も会議が開かれていない。

一連の判決によって国会に在日の補償問題を解決するべくボールが投げられたにもかかわらず、いまだに国会は司法の問題提起に対してなんら答えようとしていないのだ。

こうした姿勢は日本人向けには惜しみない補償をしている事と好対象をなしている。サンフランシスコ条約発効で独立を果たすと同時にすぐにＧＨＱにより禁じられていた日本人の元軍人・軍属への補償を実現するべく日本の国会は次々と法律を制定していった。援護法はその一連の法律の最初のものとして１９５２年３月に国会に提出され、成立した。その公布は４月３０日だが、その効力はサンフランシスコ発効の４月１日まで遡るとされ、在日韓国・朝鮮人が未だに補償を受けられないとの対象的に、できる限り早く戦争犠牲者としての日本人元軍人・郡属に対する補償が始められることとなった。１９５３年には恩給法が改定されＧＨＱによって停止されていた軍人への恩給が復活する事となった。

同じく軍人・軍属として動員されながら、片や日本の独立とともに補償が認められ、片や戦後半世紀が経とうとしている今日何等補償を受けられずにいるという状態はどう見ても不公平であり、不平等である。そうした日本人中心主義、日本人さえよければ後はどうでもよい、韓国・朝鮮人の問題など関係ないという態度をこれ以上続ける事は許されない、そう私は思う。そうした姿勢は未だに多くの韓国・朝鮮人が本名を名乗れず、「日本名」を名乗っているという世界的に見ても「異常」な状況を容認してきた日本社会の体質と決して無関係ではないだろう。

やはり、国籍条項は民族差別であると言わざるを得ないのではないだろうか。日本人以外はどうでも良いという自民族優先主義を日本社会は一貫して許し続けてきた。石さんたちの声にもっともっと多くの日本人が耳を傾けるべきではないだろうか。石たちからもうすでにボールは投げかけられているのだ。だが日本政府、日本社会は石さんたちの問題提起を未だに受けとめていない。果たしてボールを受け取る日はいつ来るのであろうか。日本人が自民族中心主義、日本人さえよければ後はどうでも良い、そんな考えを捨てる日はいつ来るのであろうか。

注１　１９９１年１月に韓国政府からの要請に応じて日本政府はようやく朝鮮人強制連行者の名簿の一部を韓国に渡した。本来は日韓会談の中でもそうした資料の公開のもとに日本の植民地支配の清算がなされるべきであったのにもかかわらず、日本政府はそうした資料は存在しないと主張してきた。しかし強制連行者の名簿は存在したし、存在しないとされていた「従軍慰安婦」に関して当時の日本政府が関与していた証拠が発見されている。韓国政府や多くの戦争犠牲者の方々からの資料公開を求める声がなければ日本政府はおそらくずっとしらを切り続けていただろう。こうした日本政府の体質を変えていかなければ、日本の植民地支配、侵略戦争の全容を真に解明するのは不可能だと言えるだろう。

注２　一般的には歴史書、教科書などでは「日韓併合」と記述されているが、ここでは「韓国併合」と表現した。いわゆる「日韓併合条約」の正式名称は「韓国併合に関する条約」であり、「日韓併合条約」という表現では日本が韓国を併合したという事実を薄め、この条約が日本と韓国とが対等な立場で合併したような印象を受ける。海野福寿氏は自著の「韓国併合」の中でそうした問題提起をし、「韓国併合」という用語を使用しているが、私もそうした意見には大いに共感を覚えるのであえてそうした表現を使ったのである。

参考文献

新延　明　「条約締結にいたる過程」（季刊青丘１６号　１９９３年　青丘文化社）
田中　宏「在日外国人」１９９１年　岩波書店
戦後補償問題資料集第１１集　１９９４年　発行 戦後補償問題研究会
鄭商根氏裁判 大阪地裁判決　１９９５年　発行 在日の戦後補償を求める会
海野福寿　「韓国併合」　１９９５年　岩波書店

プロ通の再出発にあたって

羽山太郎

A　若干の経過

プロレタリア通信第1号は、1986年2月11日である。

プロレタリア通信を発行するまでには、約5年間の各種研究会や政治討論の場が設けられてきた。この5年間ぐらいの学習会や大衆運動への関わりの活動については、5号までにほぼ明らかである。

グループ的には、いわゆる黒ヘルと「反米愛国」・毛沢東思想支持派からブントRG各派にまたがる諸個人の結集体として、プロレタリア通信は発行された。そして、プロレタリア通信の発行が急がれたのは、一つには、天皇の沖縄訪問を阻止すべく活動する思想的運動的根拠の構築にあった。二つ目に、三里塚芝山連合空港反対同盟の分裂、その支持運動団体の分裂と言う事態の進行の中で一定の責任を果すには、明確な階級的組織的傾向をもつことを迫られたと言うこと。第3に、国鉄の分割民営化の中で国労を支援してゆくと言うことを眼目としてきたと言うことである。

プロレタリア通信に結集した諸個人は、60年代70年代の階級闘争を自省的にではあれ引きづってきたのである。今後もこの遺産を引きづってゆくのである。あの60年代から70年代にかけての階級斗争を「総括」しきることなど何人にもできるはずもないである。あの時代は、キューバ革命と韓国学生革命を経て、日本やアメリカ、フランス、ドイツへと広がっていったのであって、1人日本の左翼のみで「総括」しうるほどのものではない。

B　1991年以降

プロレタリア通信を年4～5回は発行しつづけたいと思ってきた。しかし、1991年以降は年2～3回、昨年はついに1回になった。

その言い訳のの第1は、大衆運動が忙しかった。この数年アイヌ民族基本法とも言うべき「アイヌ新法」は急転回を示してきた。4年前の夏、アイヌ民族を代表して、二風谷アイヌ、萱野茂さんが参議選に立候補した。細川連立政権の誕生とともに米の自由化は進展し、我々は、農民農業フォーラムをもって世界の食糧事情と農業農民、都市と市民のあり方をさぐってきた。このフォーラムの成果は、農民連合・東京と食糧の産直運動となってきた。三里塚空港反対斗争においても、シンポジウムに引き続く円卓会議に参加しその勝利のために一定の役割をも引き受けてきたのである。しかも、1992年いわゆる「湾岸戦争」におけるわが国自衛隊の派遣が論議され、百億ドルのアメリカ帝国主義への供与が決定された。この、PKO論議とアメリカへの戦争協力、中東侵略加担へ反対する運動を、私たちは、「反戦・反安保・自衛隊海外派兵阻止実行委員会」を結成して取り組んできたのであった。

「反戦反安保自衛隊海外派兵阻止実行委員会」は、青年学生運動の組織化と沖縄における基地機能の強化に抗して、ひきつづいて植樹祭反対行動に立ち上ったのである。沖縄では、海邦団体につづく植樹祭に天皇来沖阻止の旗をかかげてたたかう人民と連帯してたたかってきた。

こうした、大衆運動への関わりは、派生的に次のような課題を担わせることになったのである。農業農民問題においては、山形県最上地方、茨城県北茨城地方、東京では、酪農地帯である八王子市旧由木村、これらの農家との交流は今や、年中行事となった。田植、稲刈、収穫祭等々、また、八王子では、炭焼きを含め各市民団体との交流も進められてきたのである。しかも、この農業・農民問題とは、「基幹産業」中の基幹たる農業は都市住民にとってさけてとうれない問題である。食糧問題であると同時に、さし当って、都市におけるゴミ問題にも真剣に向き合わねばならなくなった。

この4～5年間のプロレタリア通信発行の遅れは、大衆運動に精を出してきたからのみではない。各種学習会を組織してきたことにもよるものである。この研究会は、それぞれのテーマを平場で議論すると言うこと以上ではない。したがってあらかじめ目的をもったものとして結集しているはずもないのである。しかし、そこに結集する諸個人が何らかの思惑をもっていたとしても、そのことに何らかの疑義をさしはさむものでないこともまた自明である。それ自身健全な学習会のあり方であり、それこそ平場での政治討論ということになるであろう。我々は、むしろそうした、ルール、信頼関係の醸成にこそ力を注いできたと言うべきである。

ルールをつくること、信義を培かうこと、これは、すでに20数年間も異なる釜の飯を喰ってきた人間の集まりである以上さけて通れない道であると考えている。

プロレタリア通信に結集する諸個人は、あの60年代後半から70年代にかけて「武装斗争」を合い言葉にたたかった部分の再結集であった。それ故、新左翼の新左翼たる所以である所の大衆運動への関わりと一定の理論作業への参加は、ある種必然でもあったのである。

第3に、

したがって、60年代から引きづるプロレタリア通信、表題スローガンは全面的に見直すことにした。

「万国の労働者団結せよ！被抑圧民族の解放」のスローガンをも変更する必要はないと考えている。だがしかし、その実現にいたる方法・戦術論や現に進行している大衆運動とのからみで再吟味される必要がある。

戦術とは、具体的には行動である。行動を組織する思想、理論、何よりも政治路線のことである。

戦術とは、超空間的に哲学・文学的な決意主義のことではない。「戦争」とは異想を若干異にしているのである。それ故、より広範な大衆運動、労働組合運動をはじめ学生や青年運動、何よりも地域住民運動との関わり、つまり、昔流に言うなら、「ソビエト」や「評議会」運動、今日的には、「地方分権」や「地方自治」とのからみを含めて「戦

術」は述べられなければならない。街頭斗争一つとっても、いづれ戦術レベルで議論されるであろう。その日の一日も早いことを願って、当面スローガンの公表を凍結する事にした。

我々は大胆に大衆運動を組織し大衆運動の高揚のなかで戦術もまた決定されてゆくと信じている。

C 個別蜂起から国家をめぐるたたかいへ

我々は80年代初頭より、内国植民地とも言うべき、北海道や沖縄の歴史に学んできた。東チモール独立戦線（フリテリン）と連帯し、台湾の原住民と台湾の民主派と日常的な交流（台湾料理研究会など）を深めてきた。我々は、こうして、日本のかっての犯罪行為を反省する機会を得てきたのである。

アジアとの連帯は、私たちの償いの気持なくしてはあり得ない。と同時に、お互いに世界資本主義・帝国主義のクビキから解き放されるための共通の想いを組織することへと深化されなければならない。「環境、人権平和ネットワーク」は「反戦反安保自衛隊海外派兵阻止実行委員会」運動から生れ、「戦後補償」を中心テーマとして活動している。この活動は、我々の人民的連帯と合わせて国家を自ら組織する事を思い知らされる日々でもある。そうした意味では、この10数年間の体験をまとめ上げてゆくことこそプロレタリア通信の再出発の眼目であり、プロレタリア通信の一日も早い廃刊こそ目的となるであろう。

我々は夢を数多く語ってきた。これからも夢多き、青年でありつづけたいと希っている。だがしかし、アジア諸国人民との真の連帯、人間解放を一日も早く実現するためには、さし当って、戦後日本の国家を全面的に総括し国家を組織すること、これこそ政治組織として全身全霊こめてなしとげなければならない最大の任務である。プロレタリア通信はその最先頭にたつのである。

D 地殻変動を我々の手で

かつての我々の仲間の幾人かは、自民、新進、民主党や社民党で代議士になっている。そして選挙のたびに応援をたのまれるといった具合なのだ。

1991年ソ連邦、東欧の崩壊後、ある種イデオロギーは無視され、中曾根の行革臨調以来小さい国家がもてはやされてきている。

戦後日本の国家は、行政の肥大化、すなわち官僚主導によることに疑念をさしはさむものではない。更に赤字国債による公共投資、財政投融資によって国民総生産力を押し上げてきたことも事実であり、河宮信郎流には「土建国家」と言うのもあながち否定できないのである。

問題は、このような従来の国家のありかたが今日、誰の眼にもあきらかな財政破綻に示されるように限界に来ていることは事実であり、多国籍企業の発展のなかで各種の規制の緩和とともに行革がスローガンとされる根拠は存在する。しかし、今、既成政党間でくりひろげられている政界再編や、流行語ともなっている行革の中味は福祉のきりすてであり、大衆への負担の転嫁（消費税率引き上げから労働者への合理化攻勢に至るまで）であり、軍事大国化である。言葉としては小さい国家が語られてはいるが、実際には一定のスクラップアンドビルドを伴いつつも大きな国家を更に大きくするものでしかありえない。

私は、社会のあり方ととして、「共同体的」なものをイメージしている。私のいう福祉とは従来の行政による上からの福祉＝社会保障の再編をも住民からの働きかけによって促進しながら、住民自治、住民による住民のための福祉を基本とするものである。それは住民が社会の主人公となっていくことである。

我々はかって、このことを、労働者階級を中心として、地域地区ソビエトと表現してきた。私は、現在でもこの主張の正当性を主張したいと思うのである。官官接待や天下り、aids、住専問題など原理的に言えば寄生体としての国家と現代日本的金融寡制にからむ諸問題が今日次々に露呈してきているが、自治を内包した権力、国家である「ソビエト」や「評議会」こそが小さな「国家」なのであり、本来の意味の国家ではないものとして、その芽生えが今日の社会再編の中の人々の活動の中に存在すると信じたい。だからと言って、現に存在している「法体系」や慣習法を無視して同心円的共同体社会を新新宗教のように実現しようとするものではなく、この10数年間に培かった運動や各種研究会やすべての人脈を一つの赤い糸に結びつけること！これである。国家を組織するのは住民1人1人である。

我々は、新社会党と日本共産党、さもなくば民主党や自由連合などに期待しその尻押しとなるのではなく、以上のような基本的立場に立つのである以上我々自身が政界再編の荒波に打って出るのである。我々自身が一つの政界＝潮流をなすのである。

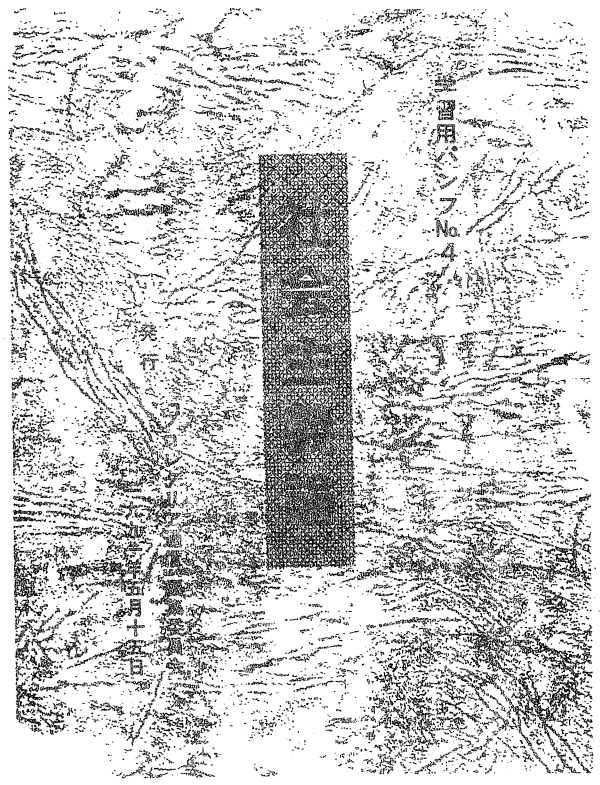

未来をみつめる農場

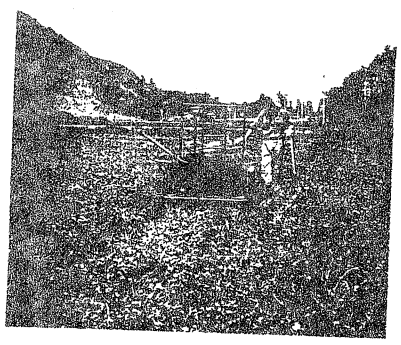

金子美登

本書は岩崎書店発行『未来をみつめる農場』（金子美登・著）の英訳版です。

頒価＝1200円（私家版）

プロレタリア通信編集委員会

再発足にあたっての趣意書

（新左翼運動の出発点）

① 新左翼運動は、ロシア革命の継承という課題において、世界革命と平和共存批判、一国社会主義批判、プロレタリア革命、暴力革命、ソ連社会主義批判等をかかげたが、具体的には先進資本主義国における人民戦線批判を媒介としつつ展開した。それを学生運動と先進的労働者による大規模な街頭闘争をきりひらくことからはじめようとしてきた。

そこにおける戦術問題は、同時にプロレタリアヘゲモニーの形成またはプロレタリアートへのヘゲモニーの移行如何ということをも課題としてきた。

それはまた先験的なプロレタリアート（革命的）ということの拒否や、（目的意識性に転化しうるものとしての）自然発生性における世界（市場）批判、国家批判、（労働過程の変容をふくむ）生産様式批判の相互関係をめぐる諸論争をふくんできたということができる。

とはいえ、新左翼運動がその出発点において、主として学生運動や先進的官公労労働者といった均質だがせまい階級、階層を代表してきたということをふくむ初期的性格があり、複合的な問題をふくんでいたのであった。

たとえば、戦術というとき国家権力との衝突とその発展・ふしめに焦点化したのではないか、ととられる面もあり（政治過程論等）、これを戦術左翼と称した場合もある。

しかし、一方でそれは安保、日韓、沖縄闘争をとうして世界市場再編（再分割戦、植民地主義、拝外主義）の批判とばくろへとすすんだ。

他方、電通労研、長船社研をモデルとし、企業内ー職場闘争集団による労働過程再編とのたたかいということと革命（イデオロギー）集団ということを統一しつつ、それを街頭ならびに対国家権力との闘争へとむすびつけようとしたのである。

とはいえ、戦術、国家権力批判、労働過程批判、世界市場批判とを系統的運動として、ならびにイデオロギー（資本主義批判）として、むすびつけるには経験的に未熟であった、ということも事実であった。

それらは70年闘争過程で、蜂起が先かソビエトが先か、とか中央権力闘争とマッセンストライキといった戦術論議の自立化を結果した側面を有した。またそれにたいする反発から運動と党の形成を分離するような傾向もうみだした。（戦術問題それ自身の評価は別個なされなければならない。）

他方、帝国主義再編下での労働過程、すなわちフォードシステム下での日本的経営や企業主義との闘争において、旧構造改革派的トレードユニオニズムや政策転換や人民戦線型小ブルへのはいきにたいして、職場闘争集団（とそれと結合した反帝闘争）を対置していったことのせまさが70年以降顕在化した。それ労働情報運動や、ユニオンや、反差別や農民運動との関係をとうしてすすんだ。

（それはまた、戦後補償や民族問題を直視することをとうして、かっての「日韓条約」反対や、沖縄侵略前線基地化反対、を総括するながれと軌を一にしている）

（革命政党をめぐる論議）

② これらの問題は、70年闘争までは戦術問題の華々しさと表裏一体のものとしてあったのであるが、それ以降しだいに重要な位置をしめてきたのであった。それらは抑圧民族・被抑圧民族プロレタリアートの立場の相違や、差別や、家族や、農民や、プロレタリアート自身の階層分裂ということをに直面した。

それまでの学生や官公労プロレタリアートといった比較的均一な階級・階層基盤と、戦術や抽象的思想をめぐる論議から、これら諸階級・階層との関係におけるプロレタリアヘゲモニーをめぐって実践と理論闘争はより深化してきたのであった。

（という意味では、第一インター、ロシア革命と第三インターナショナルにつづく第三の革命運動の波と革命政党をめざすとしてきた新左翼は、そのたてまえと現実のギャップのまえに大きくゆらぎ、その未知の時代にすすむ道の全くの端緒でしかないという現実から再出発せざるをえないということに直面しているのである）

これらは当然革命組織の形成の仕方をめぐっても直接規定してきたのであった。あるいは革命党における中央集権ならびに連合や分派の範囲といった問題や、目的意識性と自然発生性、国家批判と労働過程批判、さらには諸階級・階層の相互関係、といった問題をより深化させる必要を明らかなものとしてきた。

それはスターリン主義批判来、それまで分派（闘争）をたてまえとしてはみとめながら、実質的には「一枚岩的組織の神話」のもとにあったというという問題でもある。

それは革命政党は、階級・階層の立場や相互関係や国家との関係、あるいは諸自然発生性、戦術をふくむ政治的諸関係をその内部にふくむ、ないしは反映しなくてはならないという問題だったと考えられる。

もちろん党はそれらの直接性をではなく、諸階級自身による相互の対立を統一してゆく道筋の理解・創造や、それらの蜂起や権力にむけての目的意識性への転化への方策、というかたちで反映してゆくのであるが。

それは革命政党の絶対的必要性・不可避性ということと、階級の一部であり革命の手段であるという相対性との両義性を意味している。

それはプロレタリアートに内在する革命性なり歴史的任務ということ（藤本進治の「内的矛盾の展開論」をブンド諸派がとりいれたことにみられるように）と、先験的プロレタリートの革命性ということの拒否（「経哲草稿」を「そのままのかたちでは」拒否したごとく）との両義性ということと軌を一にしている。

③ これにたいし、藤井一行

等のレーニン時代の党における「分派」の常態化論にたいする日本共産党の反論ー1912年の6回協議会でのボリシェヴィキの自立と新しい型の党で日和見主義の一掃と分派性への終止符をうったーの静態性とがきわだつっている。

そこでのべられているように日和見主義、過激主義等は「一掃」さるべきか。もちろんそのようにいうことはできないだろう。その範囲は綱領がきめるにであるが。

また分派か諸傾向にとどまるかにせよ、それら党内闘争ぬきには生命力をうしなう。そして分派の止揚状況も分派闘争状況ものいずれが「正常」といった二者択一とはいえない。

④ ただし、批判の自由と行動の統一等をめぐる論議（公然たる批判の自由は、決定後または行動直前までである云々の）は続くものとかんがえられる。

いずれにせよ、多数派の権利・義務と、多数派になろうとする少数派の権利・義務（「一歩前進、二歩後退」）との双方が問題となる。

そして（反対派も階級関係の反映とすれば）、それの根拠を理解しまたは実践的理論的共通基盤をつくりだす能力が、双方にとりわけ多数派に問われるわけである。

（ロシア革命と現代）

⑤ ロシア革命の時代に比して運動への対抗関係もふくめて資本主義はより深化している。

したがって帝国主義国家との闘争の発展と労働過程（&生活様式の変容）とのむすびつきや、さらに「福祉国家」ともむすびついた差別や、民族問題や、家族制度や、農民問題や、都市問題等における労働者、住民の分断等、条件は大きく異なっている。あるいは市民主義、組合主義、排外主義との闘争といった条件も大きく相違している。また合法～非合法という条件も異なっている。とはいえ、その目的意識性と自然発生性との関係や、運動における国家ならびに階級の相互関係のばくろのということや、党形成における計画性～工業化といった問題や、事実においてロシア革命に勝利したという事実にもとずいて、そのボリシェヴィキ組織のすぐれた経験を継承してゆくということが問われている。

同時にそれは、1921年前後にボリシェヴィキなり国際共産主義運動なりが直面した壁、なり課題を継承するということでもある。

つまり一方ではドイツをはじめとするヨーロッパ・先進国革命の高揚と挫折という問題である。他方では労働組合論争やそれを契機とする分派禁止にあらわれた、生産と社会の労働者管理の挫折の問題である。

とはいえ、具体的にはブントの党内闘争や新左翼のそれを教訓にしつつ、その統一にむけて止揚することのなかに課題がある。

（70年闘争を分水れいとする、運動と帝国主義批判の深まり）

⑥ 他方、70年闘争を分水れいとして、世界革命、暴力革命は、民族、差別、諸労働、農業、都市、多国籍企業批判等をふくんだ、より具体的展開（帝国主義批判）へすすむことが問われてきた。

A それは60年代の帝国主義批判（現代帝国主義批判と現代資本主義批判の分離や一国主義ののこり）という段階から、

B 70年前後の戦術的、運動的、歴史主義的世界革命ー帝国主義批判（過度期世界論や世界同時革命）

を経てきたのであった。

（70年闘争は、ロシア革命の継承を、先進国においては人民戦線批判として展開するにあたって、一歩おしすすめた。フランス5月革命においても「人民戦線批判」のスローガンが存在した。。日本においても学生運動中心だったが、組織された暴力ー全共闘ー成田農民運動ー反戦青年委といった戦線が国家ならびに資本主義と対峙した。

（ただし人民戦線についていえば、祖国防衛やソ連防衛にはしったそれは否定さるべきだが全否定はできない面はある。

チリ人民戦線における武装がそれである。

またフランスでのレジスタンス初期の中心的活動家の死による残った活動家のみずぶくれや、戦後の武器回収や統一軍要求への拒否が即内戦に直結した、といったことのなかでの具体的総括が必要といえる。日本でもこれからとわれてゆくものとかんがえられる）

こうしたなかで、ベトナム革命連帯ー武装闘争ー国際主義という観点から60年代の反資本主義、反帝国主義は動揺していった。

しかし問題となっていったのは民族運動や労働者運動をうみだしている帝国主義国家や、その世界市場の再編ならびに労働過程の再編といったことであった。

すなわち現代帝国主義批判といった場合には、世界市場分割戦とそこでの戦争、恐慌、ブロック、勢力圏、侵略、資本輸出等を問題としてきた。またその政治形態としてのファシズム、前段階決戦、ナショナリズム、軍備膨張、海外派兵等を闘争課題としてきた。以上からの国内再編と攻撃、反動化、合理化等を問題としてきた。

この場合、資本のもとでの労働過程の変容（相対的剰余価値生産＝フォードシステム）といった問題は、充分位置づけられたといえないわけである。それは労働力再生産・生活様式をも規定してゆくのみならず国家、プロレタリアートを独自に規定してゆき、さらにその生産の集積は多国籍企業・世界市場再分割戦をも規定してゆくものとして位置ずけられることはなかったわけである。（それは鉄鋼、三重工等この労働過程再編が攻防渦中であったというめんはあるとはいえ、1920年代からはじまっており、日本でも1960年代から近代労務管理やQC等焦点となっていたのである）。

それは世界市場再分割戦下での合理化攻撃、といった枠内にとどめられた。または現代資本主義論の領域（や藤田若雄等の労働経済学）として分離されるか部分的なものとされたといえる。

（現代資本主義批判といった場合には、一国的な資本主義の変容、財政・金融や国家、消費、株式または所有と経営の分離、フォードシステム、恐慌と景気循環等多々ある。が、完全雇用と福祉国家、ならびに労働過程・消費と関連するフォードシステムということが底流にあったとかんがえられる）

のち、民族、差別、第三世界、下層労働者運動、あるいは戦後補償運動や戦後の見直し運動がその両面の欠陥をあばいていった。

（ベトナム革命との連帯や国際主義&武装&権力問題をとうしてでてきた全般的危機、労働者国家の存在と過渡期世界論、危機論等は、上記のごとき先進国主義や一国主義をあばいたが、その世界同時革命は民族問題や階級関係に媒介されず、そく挫折した訳である）

⑦ 70年以降多方向の運動が新左翼運動を試練にかけて

きたが。それはもちろんPKOにいたる資本輸出や勢力圏の形成という問題だけではなかった。すなわち

民族運動からの糾弾ー抑圧民族・被抑圧民族プロレタリアの立場の相違の問題

反差別運動におけるしずめ石論や分離収容（教育～労働過程）批判

本工主義労働運動批判批判（日本的経営の柱でもある）

工業への農業の従属との闘争

第三世界ー開発独裁における労働（農業）の国際的差別的分業とのたたかいの民族問題との結合

多国籍企業の以上をも武器としたグローバリズム

（さらに社会主義の問題としては文革やユーゴの提起した精神労働／肉体労働の分離や、管理の自立の克服といったことが焦点化してきた）

等々。

こうしたなかでフォードシステムと多国籍企業とを基礎として展開する現代帝国主義との闘争といったことがうかびあがってきたわけである。それは資本輸出の変化（製造業、技術独占）をとうしてNICS化や新植民地主義の開発独裁への再編をおしすすめてきた。それは多国籍企業の自由な支配、帝国主義ブルジョワジーによる開発独裁ブルジョワジーの従属的再編をとうしての労働者、農民、スラム、資源・自然環境支配へのあらたな道をひらいている。それは安保、NATOをはじめ政治、軍事の大規模な再編成へとみちびきつつある（すでにPKO、安保再定義等はじまっている）

それは民族運動をして反資本主義・反帝国主義とむすびつけるのみならず、同時に、労働、技術、農業、自然資源をめぐる自立（と平等）とむすびつけるような運動として展開することを課題とせしめてきた。（それは帝国主義諸国でも同様であるのだが）

これらは民族運動や反資本主義にとどまらず、帝国主義と第三世界の戦後的現実総体の問いなおしということをもふくんでいるのである。それはとりわけ日本とアジアとの関係においては、戦後補償ということやNICS化の焦点であることもあわせ、より先鋭化する可能性を秘めているのである。

（多国籍企業と戦後帝国主義国家の再編成）

⑧ その戦後的集積（フォードシステム）はテーラーシステム、フォードシステム、オートメーション、コンピューターと発展し、他方では大量生産、大量消費へとみちびいた。科学と自動機械の支配や労働の分化と物質的生産のための時間の短縮が進行し、社会主義や分業の止揚や平等の統治のための条件は形成されつつあった。が資本主義のもとでは、資本の支配の優位、差別と分業の強化として進行し（アメリカ「民主主義」にあっても、日本的経営にあってもあらわれは異なれどおなじ）、さらに農業の工業への従属や資源・環境条件の悪化が極度に進行し、民族問題、人種、差別等のこれら労働の差別・分化への組み込みとして進行しているわけである。

多国籍企業化の進展は以上を国際的にひろげつつ、帝国主義国では空洞化と失業を拡大している。第三世界ではそれの分化（NICS、ASEAN、最貧国アフリカ等）と、労働運動・農民運動の台頭と、従属的な工業ブルジョワジーや開発政府の登場のなかから、支配の危機を準備している。

これらをつくりだした戦後帝国主義のわくぐみは、アメリカ体制と対になった安保、NATOならびにIMF体制として存在してきた。それは一面では1930年代のブロック化にたいするものとしてあり多国籍企業とグローバル支配を準備するものであった。他方では一定の一国的な財政・金融政策と完全雇用策を可能とするものであった。

このもとでの福祉国家は台頭する労働運動への対策をも念頭におきつつ、うえのごとき資本の支配、自動機械や科学の資本の力への転化、労働の分化と差別、農業の従属といったことを円滑におしすすめるものであった。そして労働者、農民を国家・社会にくみこむことを教育や都市問題や労働力再生産を中心おこなってゆく制度であるといえる。

⑨ いずれにせよ世界的過剰生産の構造化、多国籍企業化は、空洞化と失業を激化し、世界市場再分割戦を激化し、資源環境問題を顕在化し、国際的な経済、政治、軍事の再編成へとつきうごかしてゆかざるをえない。

これらのなかでこれまでの帝国主義の支配の危機がしんこうしているわけである。

アメリカ体制が動揺し、国独資体制すなわち産官複合体が動揺し、「福祉国家」の幻想すらゆらいでいる。また日本的経営や戦後無補償や天皇制や自衛隊といった戦後帝国主義の柱が内外のブルジョワジーからも、アジア民衆からも、労働者人民からも批判の的となってきた。

多国籍企業や小沢等は、これらを戦後の総決算として、PKOから集団安保、有事体制、日本的経営のてなおし等として進行させようとしている。

しかし、戦後の総決算、戦後の見直し論が、労働者人民、アジア民衆の中から登場していることにこそ注目しなくてはならない。

もちろんそれらは本工主義労働運動批判とか、抑圧民族と被抑圧民族の立場の相違とかの問題をとうしての、これまでの運動のみなおしということをふくんできたのであるが。それはODA・開発批判（労働、農業、資源・環境、差別や国際分業）から、戦後補償問題、それとの関係での日韓条約見直しや、1972沖縄「復帰」みなおしや、安保みなおし、日本的経営みなおしや農政みなおし等として進行しているわけである。

もちろんこれらのなかには多国籍企業の規制緩和路線からの批判と未分化のものがあることには注意しておかなければならない。あるいはシングルイッシュー型市民主義的契機もあり、諸運動の交流ならびに論争ぬきには発展できない性格のものであるが。

（⑩ 支配の危機と運動の試練）

そして他方多国籍企業による空洞化や失業や支配の危機が、民衆による自立組織、をも急速にひろげている。

それは失業対策をふくむ協同組合、自立のための反差別組織、農業問題を契機とする産直、資源環境保護組織等々としてひろがっている。

これらのことはが労働者運動の範囲といったものをおしひろげてきたのであった。いわゆる職場民主主義、賃金、雇用といった労働運動が、労働者自身の分化（下請け、臨時や本工）や以上のごとき諸階層の運動、組織をも自己の課題としてゆくことへの困難さは、労働運動を試練にさらしているわけである。

だから労働運動、学生運動、反戦運動といった旧来からの反乱型運動が、以上のごとき諸階層の運動と相互浸透してゆくことがとわれてゆくわけである。

⑪ これらのなかで資本主義の危機と国際的な運動自身がつくりだす支配の危機とは相互作用的なものとならざるをえない。

過剰生産と再分割戦、多国籍企業と第三世界おいあげに

よる空洞化や失業が進行せざるをえない。同時に第三世界従属深化や、階級・階層の独特の（従属とからんだ）分化と支配の危機が進行している。

さらに資源環境問題にからむ経済危機がしのびつつあるわけである。

こういったなかで第三世界さらにはＮＩＣＳ階級闘争（韓国、ブラジル、フィリッピン・・）がひろがり、帝国主義国諸運動がどん底からたちなおりつつあり、しかも根本的な戦後帝国主義のみなおしをかかげるなかで、多国籍企業による安保・ＮＡＴＯ再編やＷＴＯとの対峙関係が雌雄を決するわけである。

（ゴータ綱領批判を中心とした社会主義をめぐる論議）

（分業、管理等）

⑫有名な「共産主義社会のより高度の段階において、すなわち個人が分業に奴隷的な従属をすることがなくなり、それとともに精神労働と肉体労働の対立がなくなったのち、労働がたんに生活のための手段たるのみならず労働そのものが第一の生活要求となったのち、個人の全面的た発展にともなって生産力が増大し、協同社会的富のあらゆる泉がいっそうゆたかにわきでるようになったのち―そのときはじめてブルジョワ的権利の狭い限界をふみこえることができ、社会はその旗のうえにこうかくことができる―各人はその能力に応じて、各人はその必要に応じて！」は論議の出発点といえる。

この場合、前半の「分業への従属」「精神労働と肉体労働」の対立の止揚、の中心は、労働の位階位制や、科学や管理と非（被）管理、国家業務ー公務の全成員によるまたは順番等による遂行ということがあるとかんがえられる。

（「政府機関、すなわち分業によって社会から分離した独自の機構を形ずくっているかぎりでの国家「国民文庫版Ｐ５８」という表現もおなじことを意味している）

これは労働日短縮や富の横溢にのみ依存させることはできないし、共産主義の高い段階のみではなく、低い段階、または過渡期から計画するという問題（教育、職業紹介、ローテーション等）がある。これらを工場管理や公務に拡大する問題である。

そしてこれらを即時にはできない段階では、選挙、リコール、組合、自主管理等によるしたからの統制というかたちでの補完がより重要になるものとかんがえられる。

（コミューン型国家の４原則はそれらの一環を構成している）

（経済計算）

⑬「生産手段の共有を土台とする協同組合社会では、生産者はその生産物を交換しない」とあるが、しかしそれはかならずしも単一工場を意味しない。

したがって工場、産業、消費者ごとの、ならびそれらのあいだでの経済計算と、その全国ならびに自主管理ということが問題となる。すなわち品質と改良、労働時間、「販路」、経済計算と品質をめぐる点検ということが問題となり、また需要者（次工程）、消費者による点検すなわち消費者民主主義ということも課題となる。

そして経済計算はなんらかの指標（標準的な労働時間を基準とする。が過渡期には「価格」「余剰」指標等はのこりうる）が必要だが、資本の専制とセットになった価値法則にゆだねるのでない以上、それの自己管理能力（全国的視野）と労働者の文化水準と労働者民主主義を必要条件とすることをユーゴの経験がつきつけている。

（市民社会と国家の分離の止揚―コンミューン）

⑭だからゴータ綱領批判でいう「社会の革命的転化過程から生じる協同組合社会」という場合には、労働における指揮・管理や精神活動と肉体労働の分離の止揚ということと、それらへの計画をも射呈にいれた生産と労働の計算と組織とを統一しているような社会ということができる。

それはいわゆる市民社会と国家の分離の止揚（コミューン）ということを意味している。

すなわち資本主義における公的国家（中央集権的軍事官僚機構）と（私的）資本主義的生産の形式的分離ということから離脱したばかしの国家・社会（ソビエト権力）ということからはじめなくてはならない、ということである。

そこでのプロレタリアートの自己統治において、政治的ならびに（強制をふくむ）民主主義的なものと、労働・生産の組織化が融合するには、国家の死滅ということが問題となるわけである。

すなわち国家の死滅という場合には、階級対立や労働における強制・義務的なものの残存の止揚とともに、職業的官吏の止揚（レーニンが「国家と革命」でのべた業務の単純化と順番等によって）過程が不可欠である。

他方での文化、管理活動の全成員化（と生産的労働の全成員化）による生産と労働の自主的、意識的活動への転化過程ということがある。この両面の融合によって国家の死滅ということが進行するわけである。

というわけで、官僚型国家・社会への反発から最近流布した「市民社会への国家の吸収」のような一方通行的なものと、協同組合的社会あるいは国家・市民社会の分離の止揚とはことなるわけである。

一昔前の「労働におうじた分配（労働証書制）」等の論議（といっても、社会の生産物から拡大再生産むけや共同出費を控除―６項目控除といわれている―したのちのことだが）は、以上のごと協同組合社会または労働制度とセットに論じなければならないわけである。

⑮ロシア革命と労働組合論争、ユーゴ自主管理、中国の文化大革命と１９７０年代末以降の民主化運動の経験は、これらの問題を提起しているわけである。

趣意書にたいする意見

高見沢洋一

この間「プロレタリア通信」を一年ぶりに発行するということで、私が編集委員会に参加するかどうかということを含めて、何回かの討論を重ねてきたわけですが、趣意書に対する私の立場を明らかにしておきたいと思います。といっても逐一論点を対置することは避けることにして、ポイントをしぼって述べてみます。

《1》趣意書の①について。

新左翼運動が学生運動から出発したことには１９５０年代後半に至る歴史的要因があるわけであって、プロレタリアートのヘゲモニーが欠落しているときに、プロレタリアートのヘゲモニーを一般的に語っても意味がなく、学生運動から出発しながらも、プロレタリアートのヘゲモニーをどのように作っていくのかをこそ問題にしなければならないという、正当な問題意識を特にブンドの場合持っていた。ーということについては、ある程度一致していると思います。しかし、政治過程論以来の関西ブンドの戦術思想の評価については、議論が充分噛みあっていないせいもありますが、食い違っているように思います。

私はこの間討論の素材として提出したレジメで政治過程論の原型となったと言われる「統一戦線論について」（山本勝也）を引用しましたが（「季節」５号４１８～４２３Ｐ）山本論文は人民戦線を労働者が小ブルの立場に立つことによる統一として批判した上で、「プロレタリア独裁への飛躍のためのプロレタリアートの過渡的な権力組織」（同４２２Ｐ）であるような統一戦線こそが原則的なものであると主張していました。また山本論文が森田桐郎を評価しながら述べている戦術思想は、「マルクスもレーニンもプロレタリアートの戦術論を「戦略戦術」論として展開したことは一度もなかった。プロレタリアートの戦術論は革命によるプロレタリアート独裁の樹立へいたる一連の戦術以外ではありえない。」（同２９４Ｐ）という政治過程論における大戦術と小戦術論につながっています。

「レーニンがここで述べている『徹底した民主主義』とは『二重権力』の状態に他ならない。ブルジョアジーの支配能力の動揺→危機が「内閣危機→政府危機→体制危機」へと発展する中で、味方の内部にプロレタリア権力の組織を広げ、喪失された国家の集約性をプロレタリアート独裁のもとに集約しなおすこと。ロシア革命の教訓からレーニンによって発見されたこのプロレタリア革命の基本原則は現代もなお完全な有効性を持っている。この二重権力の状態を媒介せずして、ブルジョア議会において独占をおいつめ孤立化させて社会主義革命をなどということは幻想にすぎない。安保闘争における全学連の運動は民主主義擁護闘争という改良闘争を民主主義の徹底化の闘争として発展させる中で戦術によってその闘争を革命的高揚に転化しうるということを実証した。」（政治過程論。同２９１Ｐ）

６０年安保闘争において、この革命的高揚を実現しえなかったのは①闘争主体のヘゲモニーの、学生中心のプチブル大衆から労働者階級への移行、②プチブル政治意識のプロレタリア政治意識への転化という２つの条件が欠落していたからであり、この２つの条件を実現するためには、③ヘゲモニーの移行を導けるような前衛組織及び労働指導部の存在、④闘争の暴力形態化から、プロレタリア権力の具体的形態をも含めた“革命的戦術”（大戦術）が必要である、大戦術を実現させるに至る政治過程での戦術を小戦術として区別する―というのが、関西ブンドの戦術思想のポイントでした。この思想は、その後の３期論から１０・８羽田闘争を経て、６９年７・６事件を境目にした第２次ブンドの分解過程に至っても、基本的に維持され、尾を引いていたと思います。

《2》私はこの間討論の素材として提出したレジメで次ぎのように述べています。

「①…趣意書⑥

「攻防の渦中であった」ということについては現在では日本型フォーディズムの成立について、戦前からの問題、戦後５０年代に至る過程での労働運動の敗北（特に民間）が前提になっていたこと、１９６２年くらいからのＱＣサークル運動、トヨタにおける「かんばん」方式の全面化等々が指摘されなくてはならない…②日本における全共闘・反戦の運動は上記①との関係でとらえかえしが必要であろうし、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、アメリカなどの諸経験も総括されなくてはならない。今日では沖縄・朝鮮問題の見直しも必要である。かっての安保闘争論の見直しもしかりｅｔｃ．」

上記の引用のうち、前半の①は趣意書⑥の後半にとり入れられており、また趣意書①は「とはいえ、戦術、国家権力批判、労働過程批判、世界市場批判とを系統的運動として、ならびにイデオロギー（資本主義批判）として、むすびつけるには経験的に未熟であった、ということも事実であった。」と述べています。

しかし、赤軍派による前段階蜂起論にからむ「蜂起が先かソビエトが先か」といった議論を批判した９回大会路線では、従来からの「平時からのソビエト運動」論が維持されていたが、１９６９年１０・２１闘争以降恒常的武装闘争論が提起されてくると、党―軍―統一戦線論へと主張が変化し、日向派との対立を経た１２・１８ブンドでは８派共闘＝ソビエト派批判が主張されるようになった、というような問題はもう少し突っ込んで総括される必要があります。

《3》すなわち、第一には《1》に上げた関西ブンドの戦術思想の問題です。この戦術思想とソビエト運動論との関連は明らかですが、それによっては、全共闘運動、また反戦青年委員会の運動を真に位置付けることはできなかったのではないか。逆に、上記に述べたような主張の変化を（赤報派の場合、更に党の蜂起論にまで至る）生みながら極限化していくことになったのではないか―という点。第二に、街頭闘争との関連を持ちながらも全共闘・反戦の運動は、６０年代に進行していった労働過程の再編との関連を持って形成されたのであるにもかかわらず、それを対象化し労働運動論として具体化するのに成功しなかったという点（全共闘の場合、大学闘争論）。「職場闘争集団（とそれと結合した反帝闘争）を対置していったことのせまさ」

というのでは不充分と思います。

《4》趣意書②～⑤で展開されているレーニン組織論の現代的継承ということについてあえて否定はしませんが、先に私が「統一戦線論について」（山本勝也）を批判して述べたように、レーニン組織論の継承を言うのであれば、コミンテルン4回大会でのレーニンの提起を受けとめることから始めるべきだし、コミンテルン5回大会におけるボルシェヴィキ化テーゼを受け入れて1927年テーゼの下に再組織されて以来の日本の共産主義運動の点検も必要でしょう。「外国人は、革命運動の組織・構成・方法・内容をほんとうにつかむために、特殊な意味で学ばなければならない。」（全集33巻449P）

《5》共産主義論について。

①趣意書⑫に「これは労働日短縮や富の横溢にのみ依存させることはできないし」とあります。しかし、ゴータ綱領批判では次のように述べられています。

「諸個人が分業に奴隷的に従属することがなくなり、それとともに精神的労働と肉体的労働の対立もなくなったのち、また、労働がたんに生活のための手段であるだけでなく、生活にとってまっさきに必要なこととなったのち、また諸個人の全面的な発展につれてかれらの生産諸力も成長し、協同組合的な富がそのすべての泉から溢れるばかりに湧きでるようになったのち―そのときはじめて、ブルジョア的権利の狭い地平は完全に踏みこえられ、そして社会はその旗にこう書くことができる。各人はその能力に応じて、各人にはその必要に応じて！」（岩波文庫版「ゴータ綱領批判」38～39P）

すなわち、「諸個人が分業に奴隷的に従属することがなくなり…」といったことと「諸個人の全面的な発展につれてかれらの生産諸力も成長し、協同組合的な富がそのすべての泉から溢れるばかりに湧きでるように」なるということとが結びついているのですから、趣意書のように「依存させることはできないし」とは言えません。以上については、資本論第一巻第13章機械と大工業とも関連していますが、ここではくわしく述べません。労働日の短縮の問題も同様ですが、ここでは資本論第三巻第48章3位1体範式からの引用にとどめます。

「だから、社会の現実的な富、および、社会の再生産過程のたえざる拡大の可能性は、剰余労働の長さに依存するのではなく、剰余労働の生産性に、および、そのもとで剰余労働が行われる生産諸条件の内容豊富さの大小に依存する。自由の領域は、事実上、窮迫と外的合目的性とによって規定される労働がなくなるところで、はじめて始まる。だからそれは、事態の本性上、本来の物質的生産の部面の彼岸のものである。」（河出書房新社版。302P）

「…だが、これは依然としてつねに必然の領域である。必然の領域の彼岸において、自己目的として行われる人間の力の発展が、真の自由の領域が、―といっても、かの必然の領域を基礎としてのみ開花しうる自由の領域が、―はじまる。労働日の短縮は根本的条件である。」（同302～303P）

上記の「自己目的として行われる人間の力の発展」と先に引用したゴータ綱領批判での「諸個人の全面的な発展につれてかれらの生産諸力も成長し」とが文脈上一致していることは明らかと思います。

②趣意書⑬について。

「単一工場を意味しない」のは当然ですが、（最近のレーニン「国家と革命」について の「一国一工場」論批判については別の機会に述べます）「したがって」経済計算と自主管理ということが問題となるという主張には、「資本論」で言われている「価値規定」との間での混同があると思います。

「…資本制的生産様式の止揚後も社会的生産が維持されておれば、価値規定は、つぎのような意味、すなわち、労働時間の規制、および相異なる諸生産群のあいだでの社会的労働の配分、最後にはこれらにかんする簿記が、従来よりも重要となるという意味で、依然として重きをなす。（前掲第三巻49章生産過程の分析のために328P）

以上のように「資本論」で言われている「価値規定」にもとづく簿記等々はゴータ綱領批判での6項目控除や労働証書一等量労働交換と不可分の関係にありますが、この「価値規定」にもとずく簿記等々と趣意書の「経済計算」とは区別されるべきです。「生産手段の共有にもとづいた協同組合的な社会」では「個人的な労働は、もはや間接にではなく直接に、総労働の諸構成部分として存在する」（「ゴータ綱領批判」35P）のですから、資本主義社会のように価値規定が諸商品の価格の運動によって実現されるのではなく、労働時間に対する社会の直接的な意識的な支配が可能であるわけであり、そこで要求される「確率計算」（同33P）や簿記と趣意書の述べている経済計算とは次元が異なっていると思います。

ですから、結局、趣意書には共産主義社会の低い段階と資本主義社会から共産主義社会への革命的転化の時期との混同があるのではないかと思います。もちろん、19世紀末の資本主義社会から20世紀末の現代帝国主義は大きく変化した発展をとげているわけであり、マルクスが「資本論」をふまえて「ゴータ綱領批判」で述べた見解を金科玉条のようにしておいてよいとは考えませんが、マルクスの共産主義論を現代世界において新たに復権させ、発展させる方向を追及すべきと思います。その意味で趣意書が述べている「経済計算」や自主管理の問題等々は「革命的転化の時期」において意義があり、今日の地球環境問題をふまえるならば循環型社会の構想をどのように生かしていくのかも重要なことでしょう。

③趣意書⑭について。

「自由とは、国家を、社会の上位機関から社会の完全な下位機関に変えることにある。」（前掲51P）

「市民社会への国家の吸収」説は誤っていると思いますが、国家・市民社会の分離の止揚ということになるのかどうか。これについては意見を留保したいと思います。

「アイヌ民族に関する法律」（案）について

羽山太郎

プロレタリア通信に毎号と言って良いくらい、アイヌ民族解放闘争の現状を報告してきた。

プロレタリア通信二三号には、資料として北海道ウタリ協会案のいわゆる「アイヌ新法」を掲載した。

今回は、1995年3月内閣官房の下に設置された「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書全文を転載する。

私の立場からするこの報告書への論評・批評は次号に明らかにする。特に「先住権」を認めていないこの報告書は禍根を残すものである。ただ一言、一早も早い成文・法文化を願っている。ただし、憲法15条、43、44条を盾に「民族議席を認められない」とする北海道「ウタリ問題懇話会報告」には同意できない。いづれこの点に関しても私の見解を述べるつもりである。

ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会

報告書

平成8年4月1日

内閣官房長官
梶山静六殿

ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会

座長　佐藤　正己
　　佐々木高明
　　司馬遼太郎（平成8年2月12日逝去）
　　中村　睦男
　　原　ひろ子
　　山内　昌之
　　堀　　達也

はじめに

私たちは、昨年3月30日以降、内閣官房長官の要請により、法制度のあり方を含め今後のウタリ対策のあり方にちて懇談を重ねてまいりましたが、このたび、別添のとおりその意見を整理いたしましたので、ご報告いたします。

平成7年3月、内閣官房長官から法制的問題を含め今後のウタリ対策のあり方に関し意見をまとめるよう要請を受け、以来11回にわたり会合を重ねてきたが、その間の様々なヒアリング及び同年秋の北海道現地視察、また、その後の論点の整理と幅広い議論をも踏まえ、今般、委員の意見を整理するに至ったので報告する。

ウタリ対策のあり方については、昭和49年以来、北海道ウタリ福祉対策が実施されているが、昭和50年代に入りアイヌ民族に関する法律制定等の意見が相次ぎ、昭和63年には当時の北海道知事からもアイヌ新法制定の要望が出るほど多くの意見が出されてきた。

また、平成5年（1993年）の国際先住民年以来、国連においても先住民をめぐる議論が活発化している。

今日に至るまで、我が国としてこうした問題にいかに取り組むべきかという課題は、過去数世紀にわたる歴史認識、先住性、民族性というこれまでの行政にはない支店が必要なこともあり、具体的な政策対応の必要性　基本的理念等において必ずしも議論が深まらなかった経緯がある。

本懇談会では、こうした課題に応えるべく、我が国におけるアイヌの人々の位置付けについて、自然人類学、歴史学、民族学、国際法等の学問的立場からヒアリングを重ねるなど様々な角度から議論するとともに、この分野の施策の新たな基本理念及び具体的施策のあり。。について総合的な検討を行った。

以下は、内閣官房長官の要請を踏まえ、約1年の検討の成果を整理したものである。

アイヌの人々

1）アイヌの人々の先住性

北海道に人類が住み始めたのは、今から約2万年以上も前の旧石器時代のこととされている。その後、縄文文化期、続縄文文化期を経て、8世紀頃から12世紀中頃にかけて狩猟・漁撈・畑作などを行い、擦文土器を用いた人々を担い手とする擦文文化期を迎える。この擦文文化期とそれに続く13世紀頃から14世紀頃にかけてアイヌ文化の特色が形成されたものとみられる、また、アイヌ文化は、7世紀頃から12世紀頃にかけてオホーツク海沿岸に栄えた、漁撈や海獣猟を中心に独自のオホーツク式土器を用いた北方民族系のオホーツク文化の影響も受けているとみられている。

また、「和人」との関係でみると、7世紀頃から北海道に居住する人々との間に接触、交流があったことが窺われるが、文献資料が限られていることもあって、アイヌ文化の形成期における人々の様子は、あきらかになっていないことが多い。

しかしながら、少なくとも中世期末以降の歴史の中でみると、学問的にみても、アイヌの人々は当時の「和人」との関係において日本列島北部周辺、とりわけ我が国固有の領土である北海道に先住していたことは否定できないと考えられる。

2）アイヌの人々の民族性

一般に、民族の定義は言語、宗教、文化等の客観的基準と、民族意識、帰属意識といった主観的基準の両面から説明されるが、近年においては特に帰属意識が強調されてきており、その外延、境界を確定的かつ一律に定めることは困難であると思われる。

現在、アイヌの人々は、我が国の一般社会の中で言語面でも、文化面でも他の構成員とほとんど変わらない生活を営んでおり、独自の言語を話せる人も極めて限られた数にとどまるという状況に至っている。

しかし、アイヌの人々には、民族としての帰属意識が脈々と流れており、民族的な誇りや尊厳のもとに、個々人として、あるいは団体を構成し、アイヌ語や伝統文化の保持、継承、研究に努力している人々も多い。また、これらの活動に参画し、積極的に取り組んでいる関係者も少なくないことにも注目すべきである。

このような状況にかんがみれば、我が国におけるアイヌの人々は引き続き民族としての独自性を保っているとみるべきであり、近い将来においてもそれが失われると見通すことができない。

3）アイヌ文化の特色

アイヌの人々は、川筋等の生活領域で、狩猟・採集・漁撈を中心とした生業を営む中で独特の文化を育んできた。アイヌ文化は自然とのかかわりが深い文化であり、現代に生きるアイヌの人々も自然と

の共生を自らのアイデンティティの重要な要素として位置付けている。

近世のアイヌ文化の大きな特色としては、狩猟・採集・狩猟という伝統的生業、川筋等を生活領域とする地縁集団の形成のほか、イオマンテに象徴される儀礼等の特徴、アイヌ文様に示される独自の芸術性、ユーカラを始めとする口誦伝承の数々、さらには独自の言語であるアイヌ語の存在などが主要な要素として挙げられる。

なお、アイヌ語の系統は不明であるが、日本語とは異なる独自の言語であることは間違いないとされている。

アイヌ文化は歴史的遺産として貴重であるにとどまらず、これを現代に生かし、発展させることは、我が国の文化の多様さ、豊かさの証しとなるものあり、特に自然とのかかわりの中で育まれた豊かな知恵は、広く世界の人々が共有すべき財産であると思われる。

ヒ) 我が国の近代化とアイヌの人々

松前藩が成立する過程でアイヌの人々の自由な交易が制限され、さらに、商場知行制からアイヌの人々を労働力として拘束し収奪する場所請負制へ移行する中で、アイヌの人々の社会や文化の破壊が進み、人口も激減した。

さらに、明治以降、我が国が近代国家としてスタートし、「北海道開拓」を進める中で、いわゆる同化政策が進められ、伝統的生活を支えてきた狩猟、漁撈が制限、禁止され、また、アイヌ語の使用を始め伝統的な生活慣行の保持が制限され、アイヌの人々の社会や文化が受けた打撃は決定的なものとなった。法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々は多数に上った。

当時の政府も様々な対策を講じ、明治32年の北海道旧土人保護法の施行に至ったが、その後の展開をみると、いずれの施策もアイヌの人々の窮状を改善するために十分機能したとはいえなかった。

2 北海道ウタリ福祉対策

ヒ) 経緯

戦後の経済発展によりアイヌの人々をめぐる生活環境も大きく変わったが、生活面及び経済面、教育面等の格差は大きく、北海道は、昭和36年度から国の支援の下に、生活環境の改善、住宅の整備、教育の促進などアイヌの人々の福祉向上のための諸施策を実施したが、十分な成果を上げることができなかった。

このため、北海道は、昭和49年度から引き続き国の支援を得つつ、長期的展望に立った総合的な福祉対策として、北海道ウタリ生活実態調査を踏まえて北海道ウタリ福祉対策を進めており、現在、平成7年度を初年度とする第四次対策（平成7～13年度）を実施している。

ヒ) 北海道ウタリ福祉対策の成果と課題

第一次から第三次にわたる北海道ウタリ福祉対策の成果を平成5年度に行われた第4回目の北海道ウタリ生活実態調査からみると、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育等の状況も着実に向上していることが窺われるが、アイヌの人々が居住する地域において他の人々とはなお格差があることが認められ、アイヌの人々に対する様々な差別も解消したとはえいない。

現在、第四次北海道ウタリ福祉対策が進められており、諸施策や充実が図られているものの、第三次対策までと同様に、教育や生活面での格差を是正し、アイヌの人々の社会的、経済的地位の向上を図ることを主な内容としていることに変わりはなく、同対策におけるアイヌ文化の継承、普及に関する施策は近年次第に充実してきたが、一般施策としての限界もあり、必ずしも十分なものとはいえない。

3 国連等における議論の動向

昨年12月、第50回国連総会は、人権、環境、開発、健康等様々な分野における先住民が直面している問題の解決のための国際協調を図るため、国連、地域的機関、加盟国、先住民組織及びその他の非政府機関等の活動について規定した「国際先住民の10年に関する活動計画」を決定する決議を採択した。決議においては、この10年の主要な目的として「先住民の権利宣言」を総会で採択することを確認し、また、活動計画においては、加盟国の活動として適当な場合には、憲法の改正又は新法の制定を通じた先住民の存在、自己認識及び権利を承認することなどが規定されている。

現在、国連の人権委員会は、その下に設置された作業部会において「先住民族の権利に関する国連宣言案」を検討しているが、議論は緒についたばかりであり、その動向を見通せる段階にはなっていない。特に、これまで各国政府間の意見交換の中で先住民の定義問題、同宣言案に規定されている集団的権利と既存の個人の人権との整合性、自決権の取扱い等は厳しい対立をはらんだ議論となっている。今後もこの議論を見守っていく必要はあると考えられるが、我が国におけるアイヌの人々に係る新たな施策の展開については、我が国の実情にあった判断をしていく必要がある。

その場合、我が国からの分離・独立等政治的地位の決定にかかわる自決権や、北海道の土地、資源等の返還、補償等にかかわる自決権という問題を、我が国におけるアイヌの人々に係る新たな施策の展開の基礎に置くことはできないものと考える。

（以下次号「4 新しい施策の展開」他は、私の論評と合わせて掲載する。）